

上野新都市浄化センター他5施設
維持管理包括的民間委託

要求水準書（別紙）

2023（令和5）年6月

伊賀市上下水道部

資料3-1 要求水準書（別紙）

目次

別紙1	対象施設	1
別紙2	責任範囲	27
別紙3	下水道施設の確認	34
別紙4	業務計画書の記載内容	35
別紙5	業務報告書の記載内容	36
別紙6	改善計画書の記載内容	40
別紙7	提出書類	41
別紙8	業務委託料の支払いに関する事項	46
別紙9	モニタリング業務の実施要領	49
別紙10	引継に関する事項	51
別紙11	機器の使用料及び消耗品の負担区分	53
別紙12	施設改良等の実施	58
別紙13	運転維持管理方法の大幅な変更に関する事項	59
別紙14	流入基準	60
別紙15	要求水準値	67
別紙16	要求水準値を満たしていない場合の対応	68
別紙17	流入基準未達の対応方法	69
別紙18	環境計測業務	70
別紙19	保守点検整備業務	84
別紙20	電子マニフェスト登録方法	86
別紙21	消防用設備等点検業務の要求水準	87
別紙22	施設の除草業務	89
別紙23	クレーン点検業務の要求水準	97

別紙1 対象施設

別紙1-1：上野新都市浄化センター

下水処理場

上野新都市浄化センター

所在地 : 伊賀市ゆめが丘七丁目1番地の1
処理方式 : 活性汚泥法(2段循環変法)
処理能力 : 日最大 3,270 m³/日(計画)
 日最大 3,270 m³/日(現有)
主要設備 : 別表1-1参照

マンホールポンプ場

所在地 : 別図1-1参照
対象施設 : 1施設

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別表 1-1：主要設備一覧

【上野新都市浄化センター主要設備一覧表】

- ① 沈砂池設備
流入ゲート、自動除塵機、バイパススクリーン、バイパス流入ゲート、自動除塵機点検用チェーンブロック
- ② 主ポンプ設備
主ポンプ、ポンプ井攪拌機
- ③ 最初沈殿池設備
初沈汚泥搔寄機、初沈汚泥引抜ポンプ、床排水ポンプ
- ④ 送風機・反応槽設備
送風機、攪拌装置、曝気装置、池排水ポンプ、床排水ポンプ、バイパスゲート
- ⑤ 最終沈殿池設備
終沈汚泥搔寄機、返送汚泥ポンプ、余剰汚泥ポンプ、スカム排水ポンプ、床排水ポンプ
- ⑥ 砂ろ過装置
砂ろ過器、砂ろ過用コンプレッサー、オートストレーナー、床排水ポンプ
- ⑦ 消毒設備
次亜塩貯留タンク、次亜塩注入ポンプ、固形塩素注入機
- ⑧ 給水設備
砂ろ過給水ポンプ、汚泥処理給水ポンプ、雑用水給水装置、消泡水ポンプ
- ⑨ 汚泥濃縮設備
濃縮汚泥搔寄機、濃縮汚泥ポンプ
- ⑩ 汚泥脱水設備
汚泥脱水機、汚泥供給ポンプ、汚泥用コンプレッサー（除湿機・圧力タンク）、ケーキ搬出機、ケーキホッパ、汚泥貯留槽用攪拌機、ろ布洗浄水ポンプ
- ⑪ 汚泥造粒設備
助剤供給ポンプ、高分子供給ポンプ、薬品供給機、薬品溶解タンク、助剤貯留タンク、造粒調整ユニット
- ⑫ 脱臭設備
脱臭塔、水処理脱臭ファン、汚泥処理脱臭ファン
- ⑬ 受変電設備
P A S、引込受電盤、動力変圧器盤（300 k V A）、低圧分岐盤
- ⑭ 自家発電装置
自家発電装置（150 k V A）、燃料小出槽、排気消音装置
- ⑮ 監視制御設備、負荷設備
コントロールセンタ盤、V V V F 盤、シーケンスコントローラ盤、補助継電器盤、計装盤、M G P 監視操作盤、監視制御用コントローラ盤、現場操作盤、ミニU P S
- ⑯ 計装設備
流量計、水位計、D O 計、M L S S 計、濃度計、U V 計
- ⑰ 付帯設備
照明設備、換気設備、空調機
- ⑱ マンホールポンプ設備
水中ポンプ、ポンプ制御盤、遠方通報装置

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 1-2：上野新都市産業汚水処理施設（上野新都市浄化センターに含む）

下水処理場

上野新都市産業汚水処理施設

所在地：伊賀市ゆめが丘七丁目 1 番地の 1

処理方式：礫間接触法

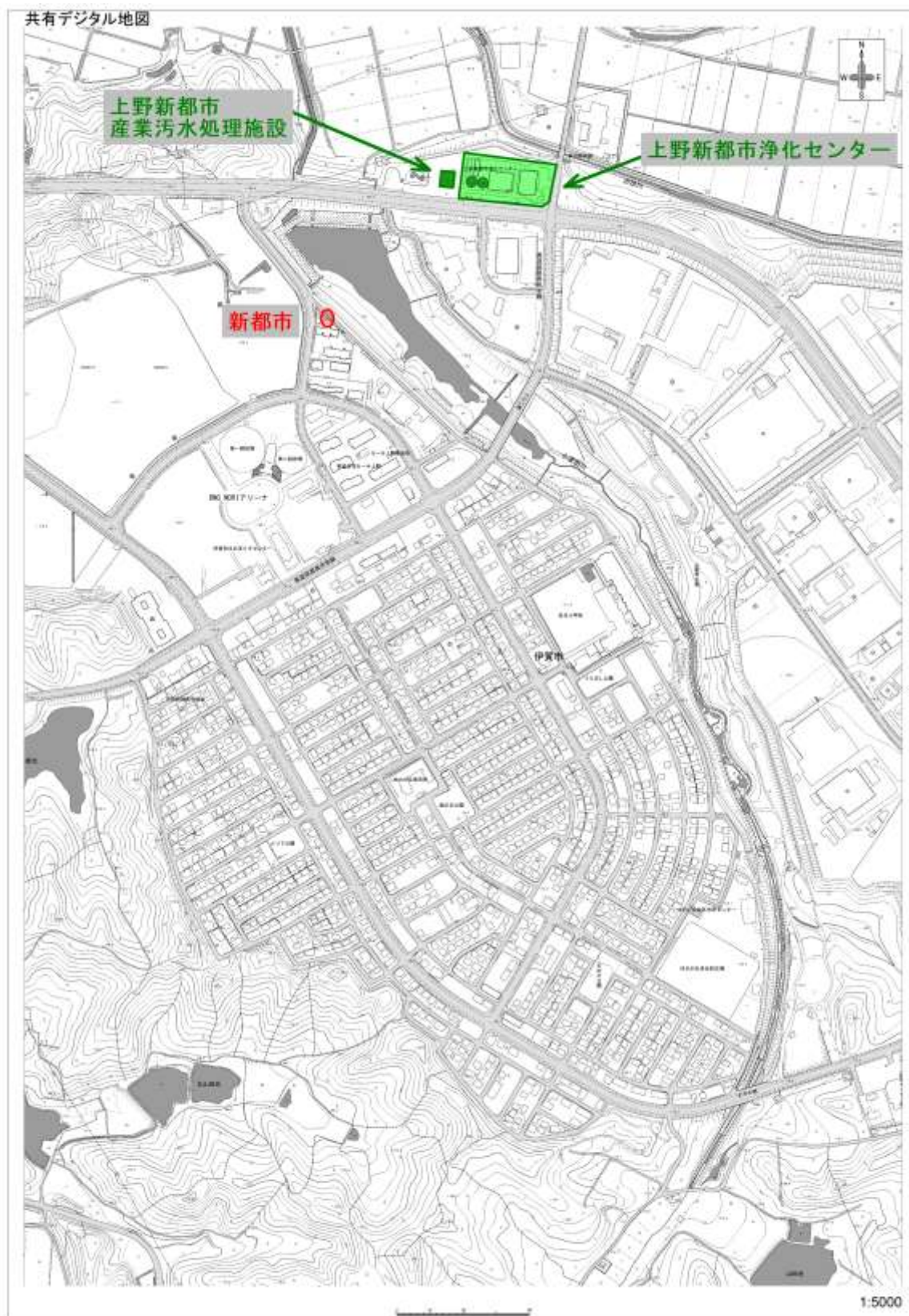
処理能力：日最大 2,542 m³/日（計画）

日最大 2,542 m³/日（現有）

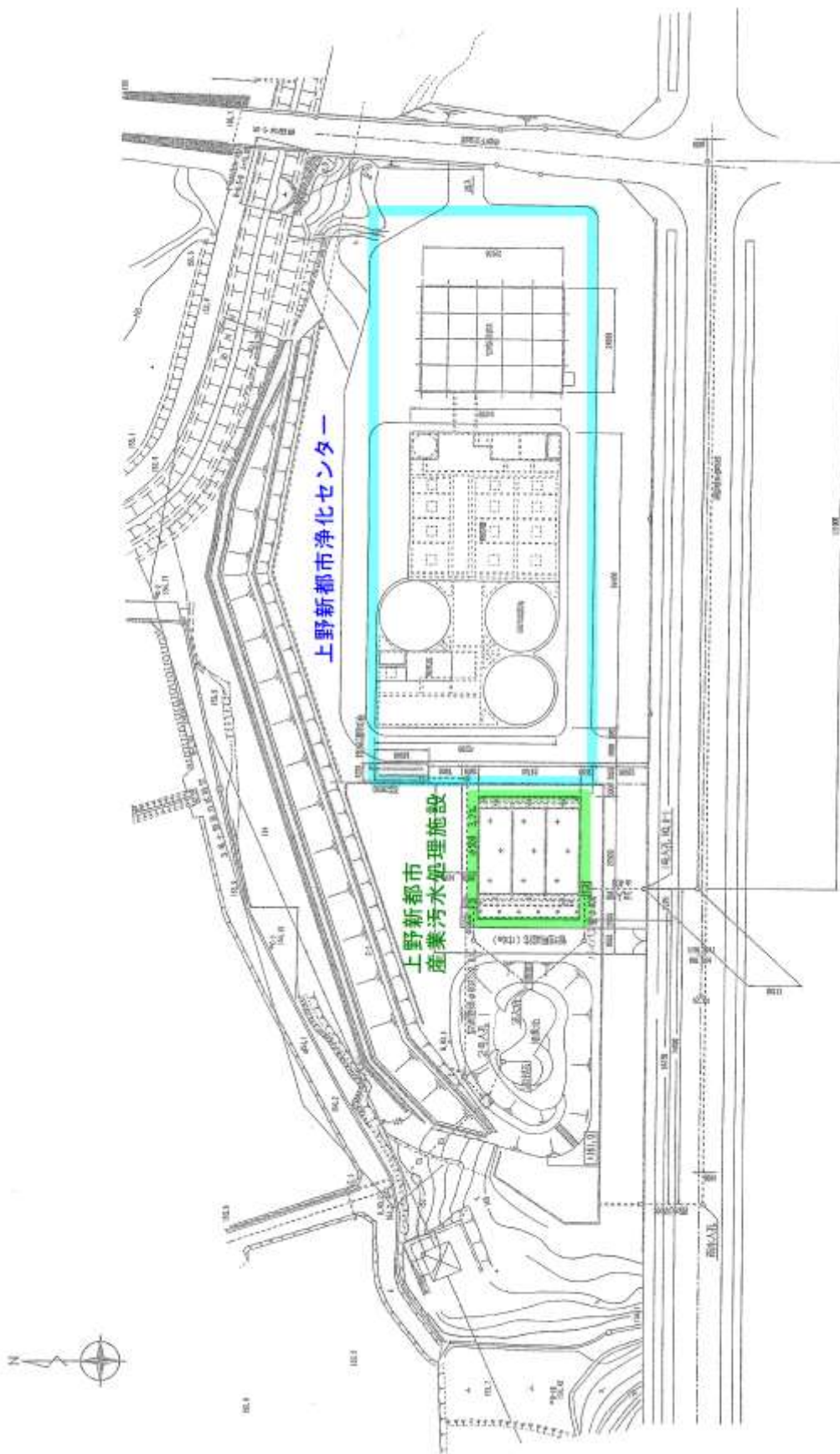
【上野新都市産業汚水処理施設主要設備一覧表】

- ① ゲート設備
可動堰、放流ゲート
- ② 主ポンプ設備
揚水ポンプ
- ③ 計装設備
流量計

別図 1-1 : 位置図



新都市地区 対象施設位置図



上野新都市浄化センター・上野新都市産業汚水処理施設 全体配置図

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 1-3：柘植浄化センター

下水処理場

柘植浄化センター

所在地	: 伊賀市上村 2290 番地
処理方式	: オキシデーションディッチ法
処理能力	: 日最大 2,740 m ³ /日（計画） 日最大 1,730 m ³ /日（現有）
主要設備	: 別表 1-2 参照

マンホールポンプ場

所在地	: 別図 1-2 参照
対象施設	: 22 施設

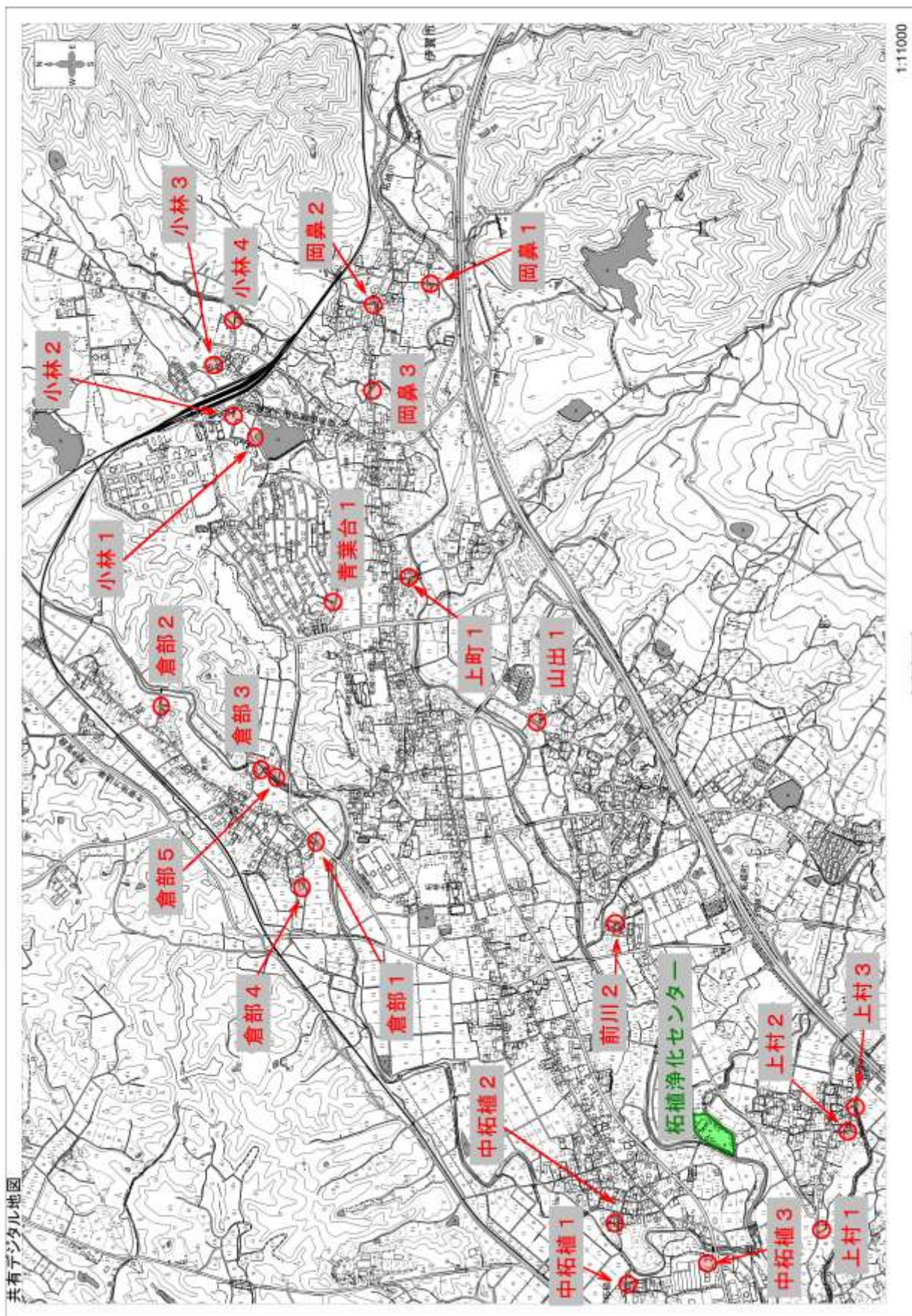
資料 3-1 要求水準書（別紙）

別表 1-2：主要設備一覧

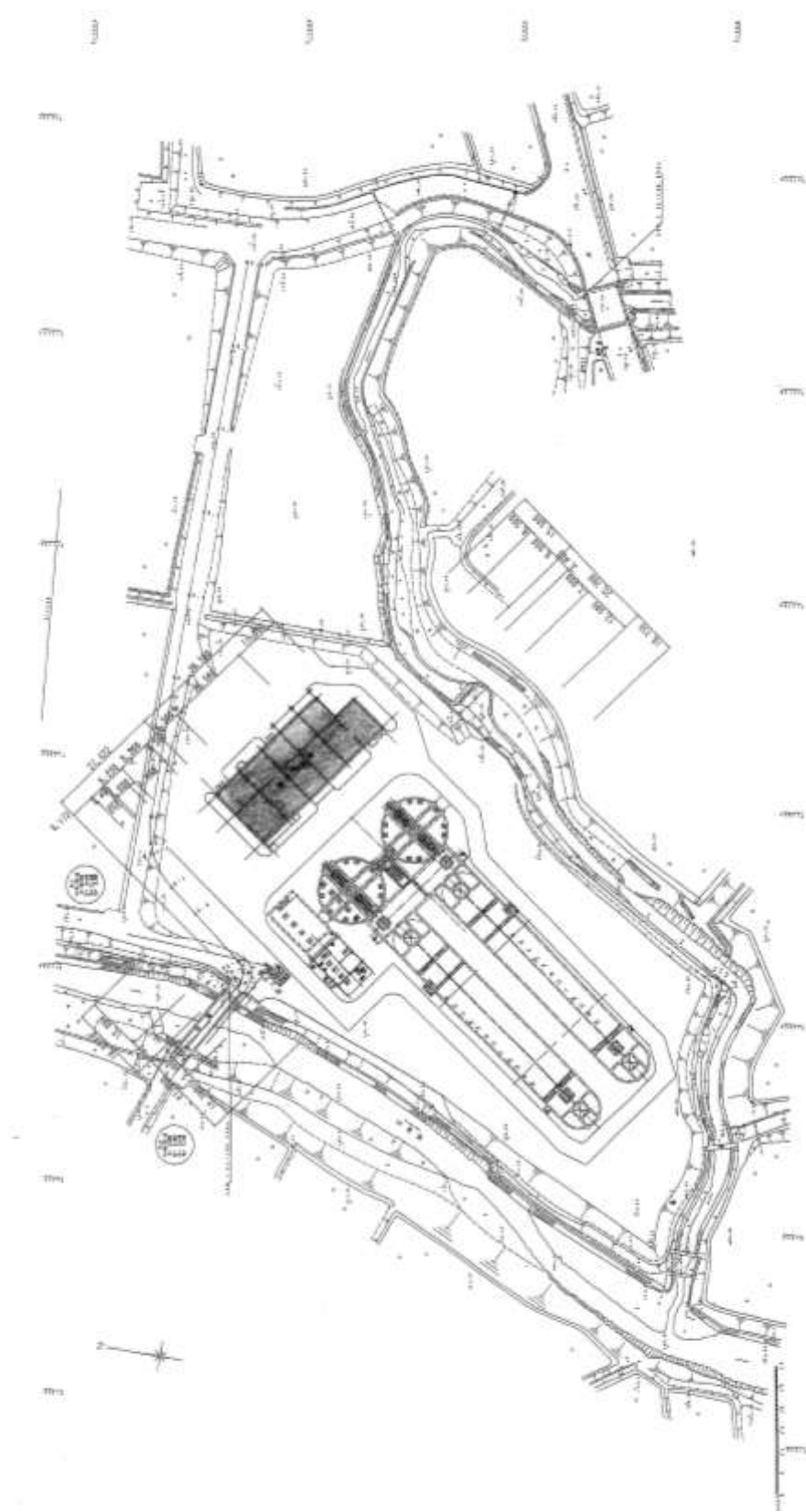
【柘植浄化センター主要設備一覧】

- ① 主ポンプ設備
主ポンプ、スクリーンユニット、流入ポンプ吊上装置
- ② ゲート設備
分配可動堰、バイパスゲート、放流ゲート
- ③ オキシデーションディッチ設備
曝気装置、流出可動堰
- ④ 最終沈殿池設備
終沈汚泥掻寄機、返送汚泥ポンプ、汚泥引抜ポンプ、余剰汚泥ポンプ、スカムかご、スカムかご吊上装置、床排水ポンプ
- ⑤ 砂ろ過設備
砂ろ過器、ろ過原水ポンプ、オートストレーナー、砂ろ過器用空気圧縮機、汚泥移送ポンプ、ろ過原水ポンプ用チェーンブロック、床排水ポンプ、用水ポンプ、雑用水ユニット
- ⑥ 消毒設備
次亜塩貯留タンク、次亜塩注入ポンプ、放流ポンプ
- ⑦ 給水設備
給水ユニット
- ⑧ 汚泥濃縮設備
濃縮汚泥掻寄機、濃縮汚泥ポンプ、スカムスキマー
- ⑨ 脱水設備
汚泥脱水機、汚泥貯留槽攪拌機、破砕機、汚泥供給ポンプ、ケーキホッパ、汚泥脱水機用チェーンブロック、薬品溶解タンク、薬品供給器、薬品供給ポンプ、空気圧縮機、除湿器、床排水ポンプ
- ⑩ 脱臭設備
活性炭吸着塔、吸引ファン、流入ポンプ井脱臭装置、薬品搬入用ホイスト
- ⑪ 受変電設備
P A S、引込受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤
- ⑫ 自家発電設備
自家発電装置（150 k V A）、燃料小出槽、消音器
- ⑬ 監視制御設備、負荷設備
コントロールセンタ盤、V V V F 盤、シーケンスコントローラ盤、補助継電器盤、計装盤、C R T 監視制御装置、テレメータ盤、現場操作盤、ミニU P S
- ⑭ 計装設備
流量計、水位計、濃度計、重量計
- ⑮ 付帯設備
照明設備、換気設備、空調機

別図 1-2 : 位置図



柘植地区 対象施設位置図



柘植浄化センター 全体配置図

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 1-4：せせらぎ浄化センター

下水処理場

せせらぎ浄化センター

所在地	: 伊賀市西之澤 2395 番地
処理方式	: 土壌被覆型礫間接触酸化法
処理能力	: 日最大 3,000 m ³ /日（計画） 日最大 1,500 m ³ /日（現有）
主要設備	: 別表 1-3 参照

中継ポンプ場

下出中継ポンプ場

所在地	: 伊賀市円徳院 1909 番地の 2
排水能力	: 1.16 m ³ /分

マンホールポンプ場

所在地	: 別図 1-3-1 参照 別図 1-3-2 参照
対象施設	: 32 施設

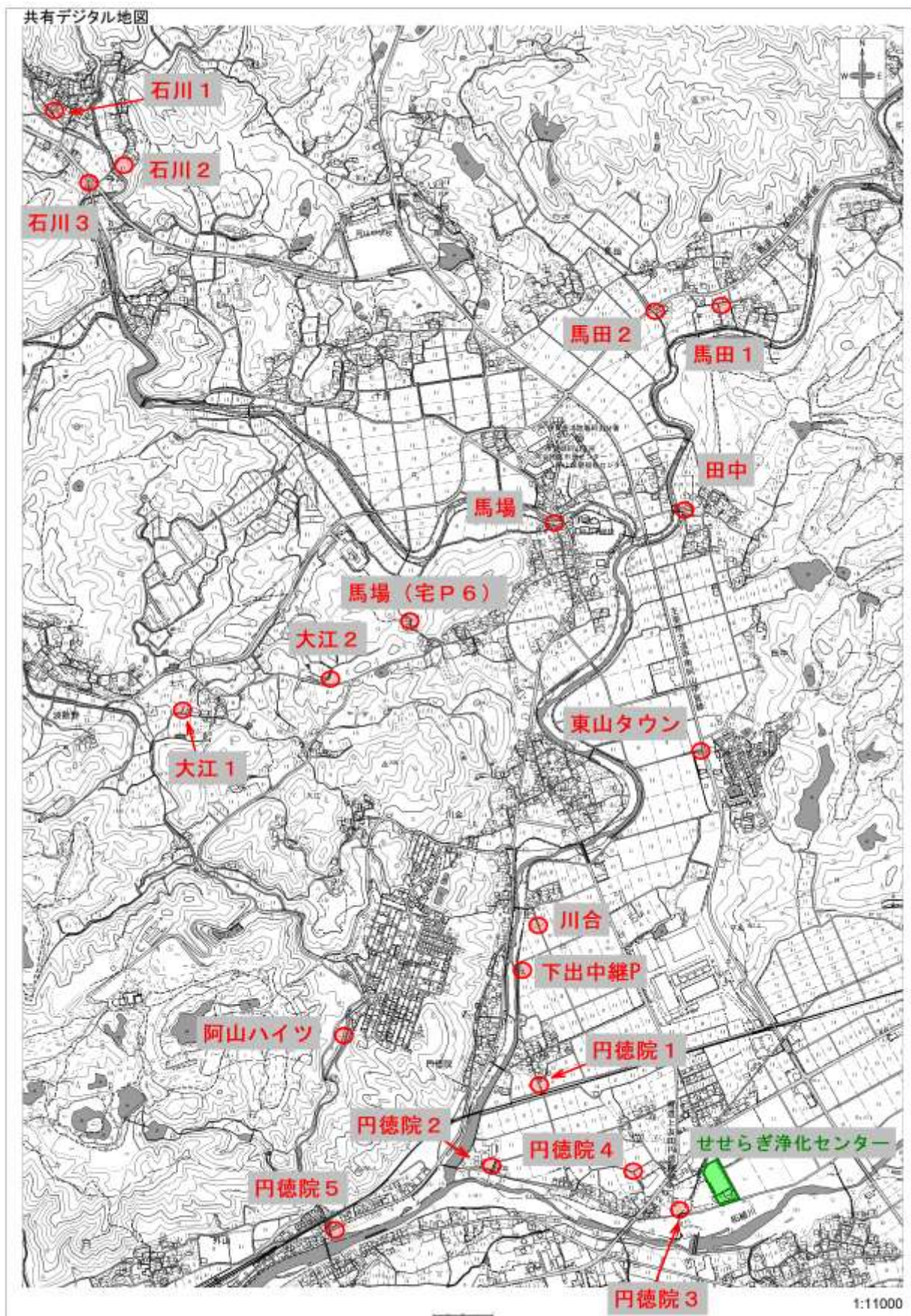
資料3-1 要求水準書（別紙）

別表1-3：主要設備一覧

【せせらぎ浄化センター主要設備一覧】

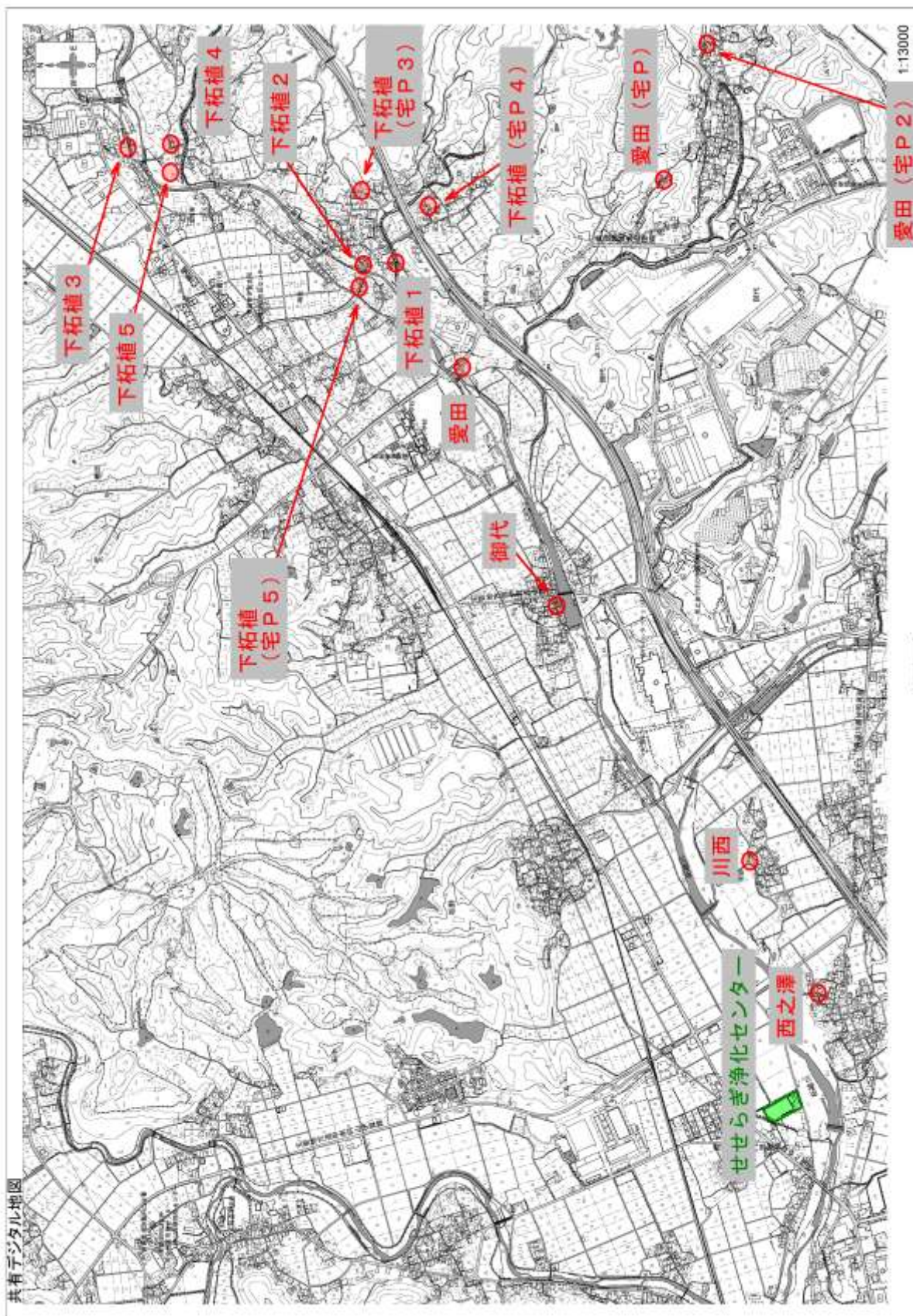
- ① 主ポンプ設備
原水ポンプ、自動スクリーン
- ② 水処理設備
原水ポンプ槽散気装置、主ブロワ、汚泥引抜ポンプ、床排水ポンプ
- ③ 消毒設備
塩素滅菌器
- ④ 給水設備
給水ユニット
- ⑤ 汚泥貯留槽設備
貯留槽攪拌機、貯留槽散気装置、貯留槽ブロワ、汚泥引抜ポンプ、
貯留槽汚泥移送ポンプ
- ⑥ 脱水設備
脱水機、ポリ鉄貯留タンク、チェーンブロック
- ⑦ 脱臭設備
土壌脱臭床、脱臭ファン
- ⑧ 受変電設備
P A S、引込受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤
- ⑨ 自家発電設備
自家発電装置、燃料小出槽、給気・排気消音ダクト、エンジン排気サイレンサー
- ⑩ 監視制御設備、負荷設備
動力制御盤、計装盤、監視盤、テレメータ盤（子局）、現場操作盤、ミニUPS
- ⑪ 計装設備
流量計、水位計
- ⑫ 付帯設備
照明設備、換気設備、空調機

別図 1-3-1 : 位置図



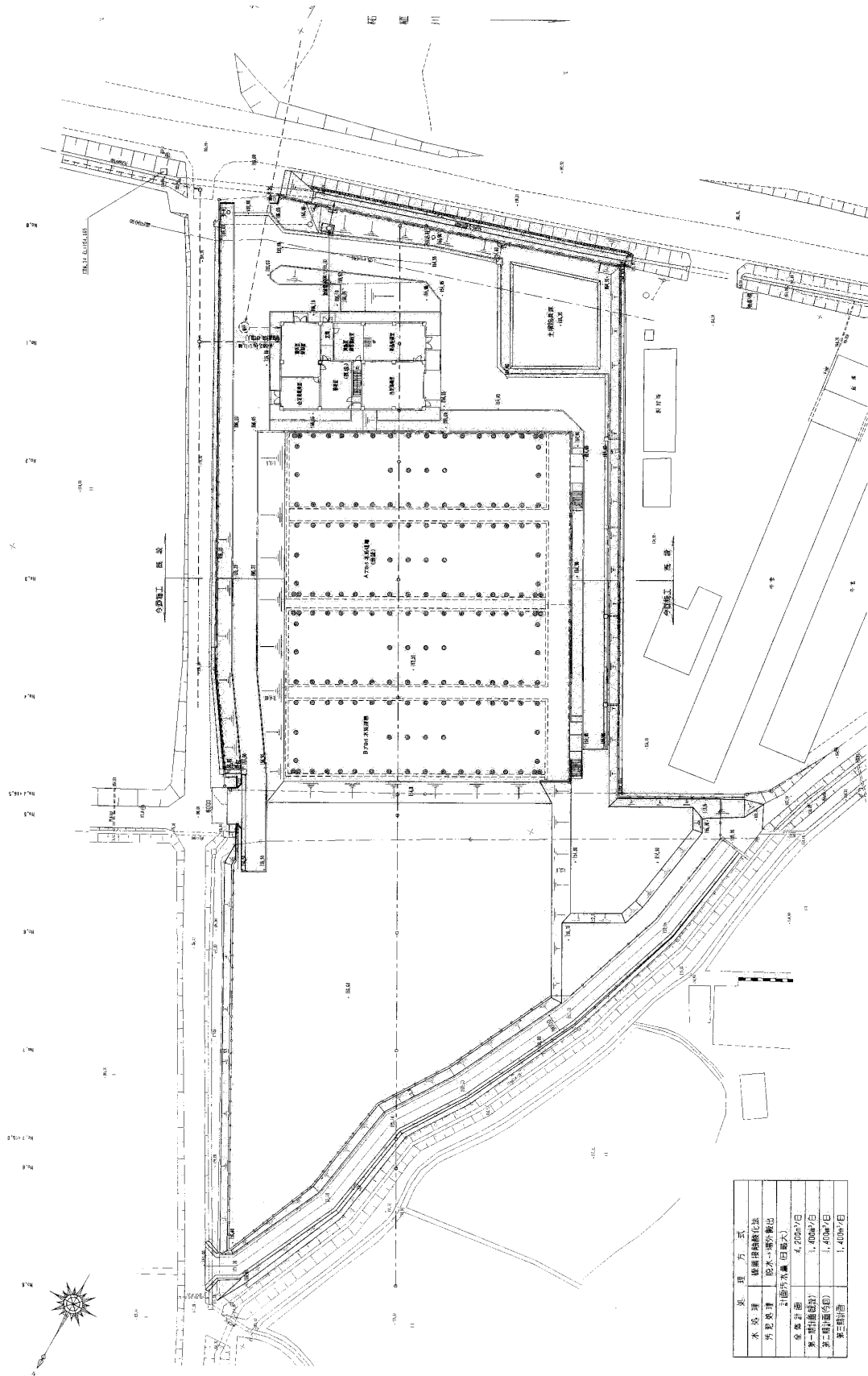
河合地区 対象施設位置図

別図 1-3-2 : 位置図



柘植西部地区 対象施設位置図

資料 3-1 要求水準書 (別紙)



処理方式	
水処理	膜ろ過機械化法
汚泥処理	脱水・焼却処分
計画貯水庫 (田舎沢)	
全量計画	4,200m ³ /日
第一貯留施設	1,400m ³ /日
第二貯留施設	1,400m ³ /日
第三貯留施設	1,400m ³ /日

せせらぎ浄化センター 全体配置図

資料 3-1 要求水準書 (別紙)

別紙 1-5 : 希望ヶ丘浄化センター

下水処理場

希望ヶ丘浄化センター

所在地	: 伊賀市山畑 132 番地
処理方式	: 土壌被覆型礫間接触酸化法
処理能力	: 日最大 1,100 m ³ /日 (計画) 日最大 550 m ³ /日 (現有)
主要設備	: 別表 1-4 参照

マンホールポンプ場

所在地	: 別図 1-4 参照
対象施設	: 3 施設

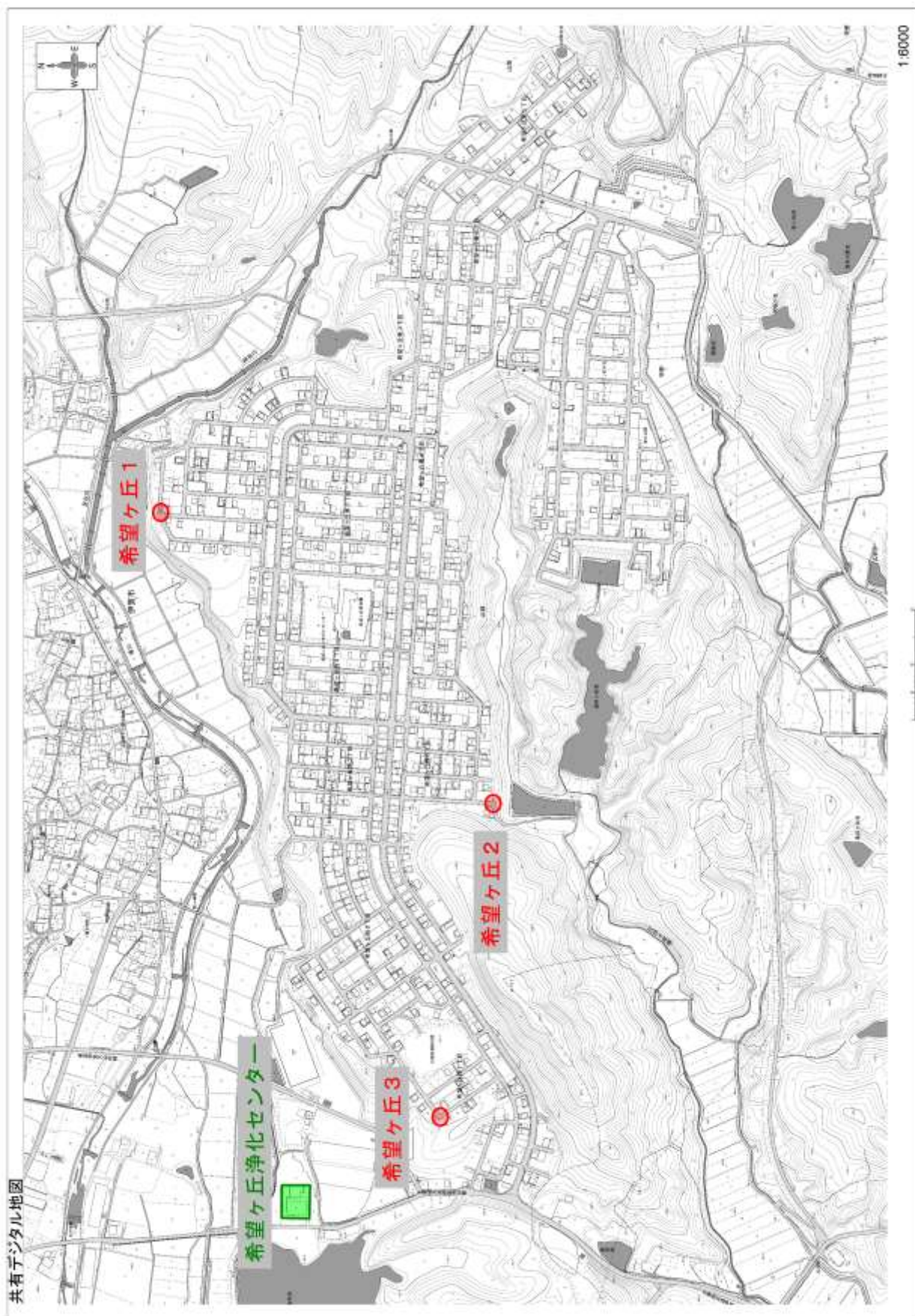
資料3-1 要求水準書（別紙）

別表1-4：主要設備一覧

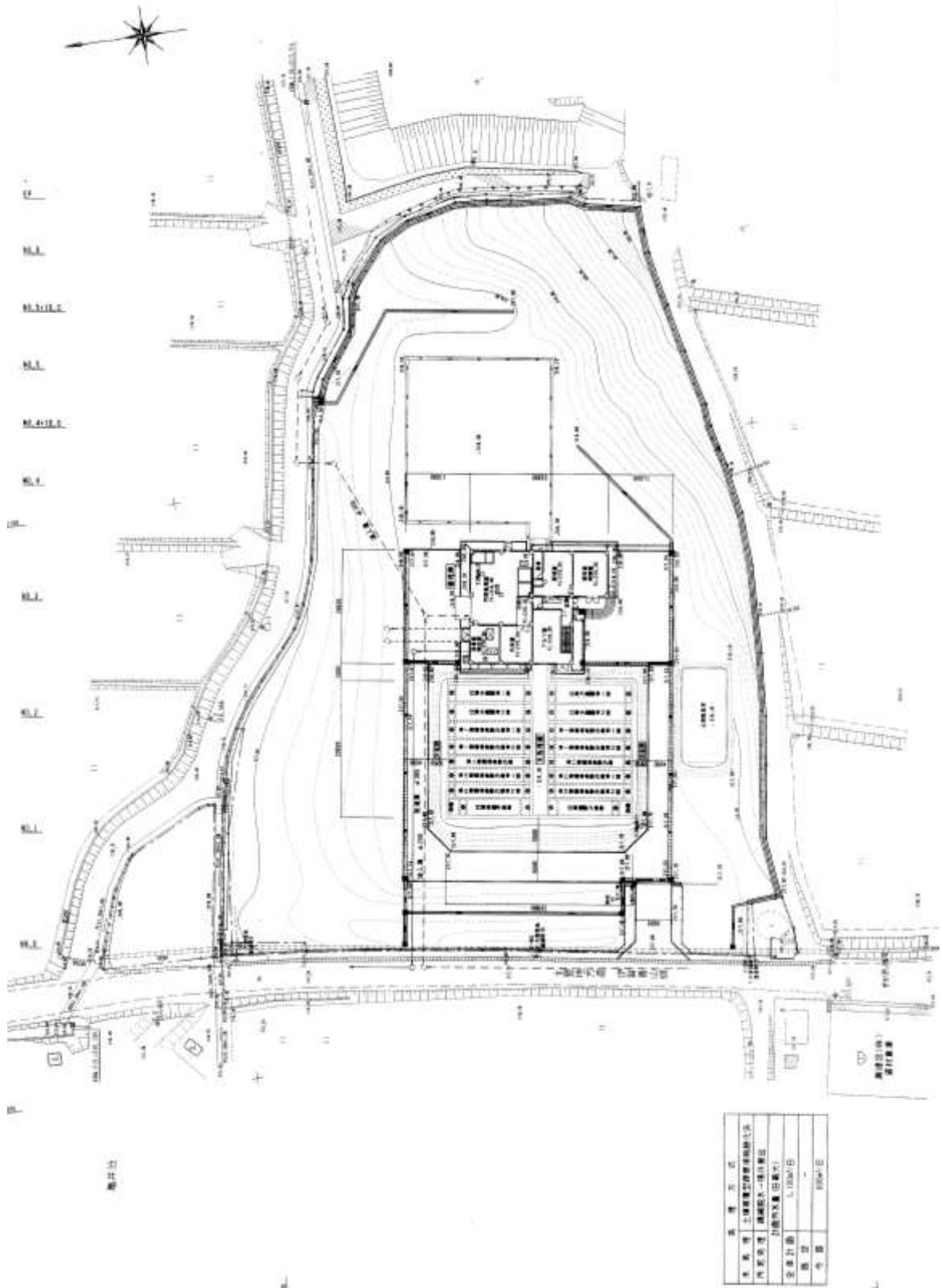
【希望ヶ丘浄化センター主要設備一覧】

- ① 原水ポンプ設備
流入ゲート、原水ポンプ、非常用エンジンポンプ、自動スクリーン、
原水ポンプ吊上可搬式簡易クレーン
- ② 水処理設備
主ブロワ、送気流量計、汚泥引抜ポンプ、床排水ポンプ
- ③ 消毒設備
塩素滅菌器
- ④ 給水設備
給水ポンプ
- ⑤ 汚泥貯留槽設備
貯留槽ブロワ、貯留槽攪拌機、貯留槽汚泥移送ポンプ
- ⑥ 脱水設備
脱水機、ポリ鉄貯留タンク、コンベヤ、チェーンブロック
- ⑦ 脱臭設備
土壌脱臭床、脱臭ファン
- ⑧ 受変電設備
P A S、引込受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤
- ⑨ 監視制御設備、負荷設備
動力制御盤、計装盤、監視盤、テレメータ盤、現場操作盤、ミニUPS
- ⑩ 計装設備
流量計、水位計
- ⑪ 付帯設備
照明設備、換気設備、空調機

別図 1-4 : 位置図



希望ヶ丘地区 対象施設位置図



希望ヶ丘浄化センター 全体配置図

資料 3-1 要求水準書 (別紙)

別紙 1-6 : 島ヶ原浄化センター

下水処理場

島ヶ原浄化センター

所在地	: 伊賀市島ヶ原 6800 番地の 2
処理方式	: オキシデーションディッチ法
処理能力	: 日最大 1,000 m ³ /日 (計画) 日最大 1,000 m ³ /日 (現有)
主要設備	: 別表 1-5 参照

マンホールポンプ場

所在地	: 別図 1-5 参照
対象施設	: 37 施設

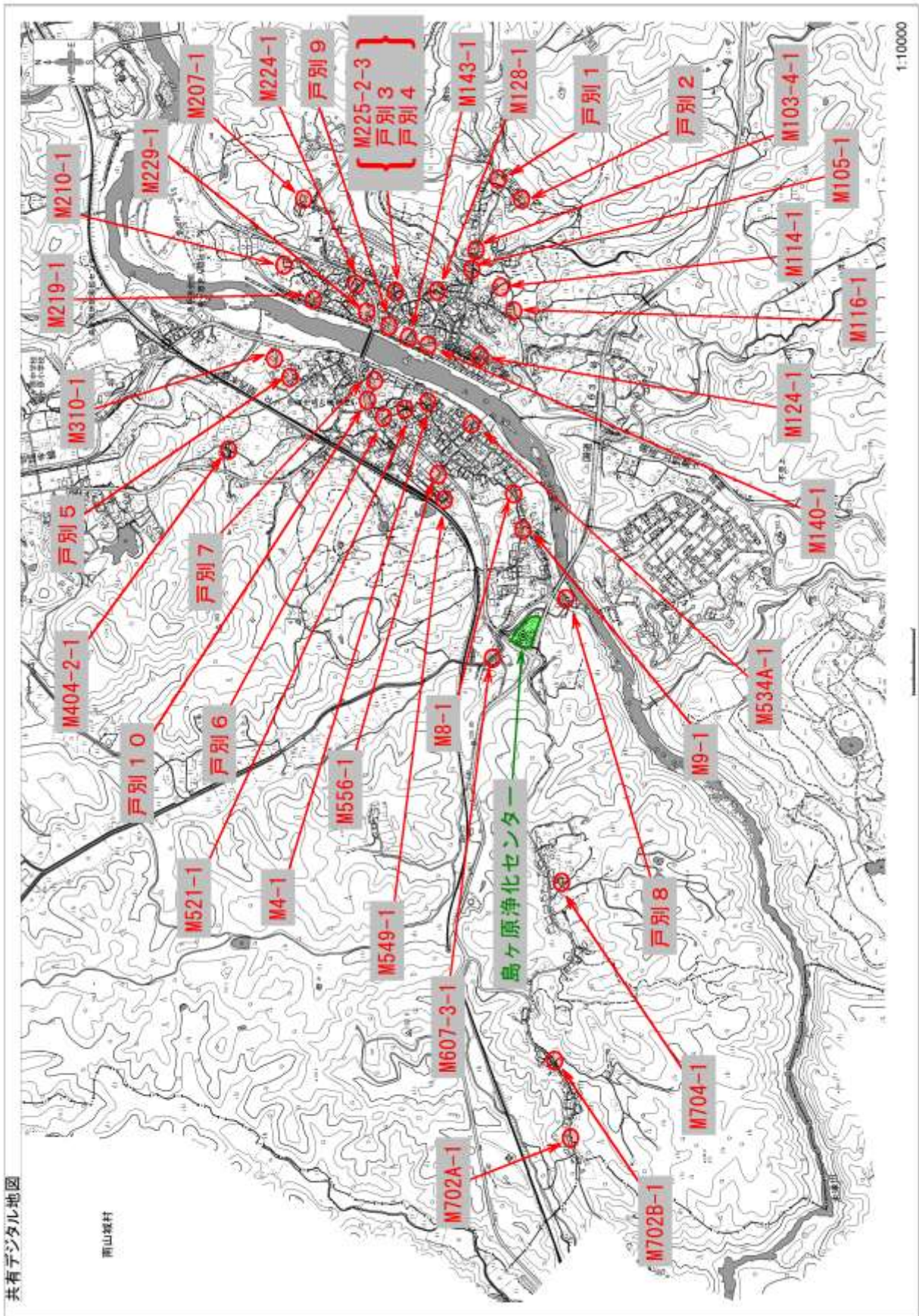
資料3-1 要求水準書（別紙）

別表1-5：主要設備一覧

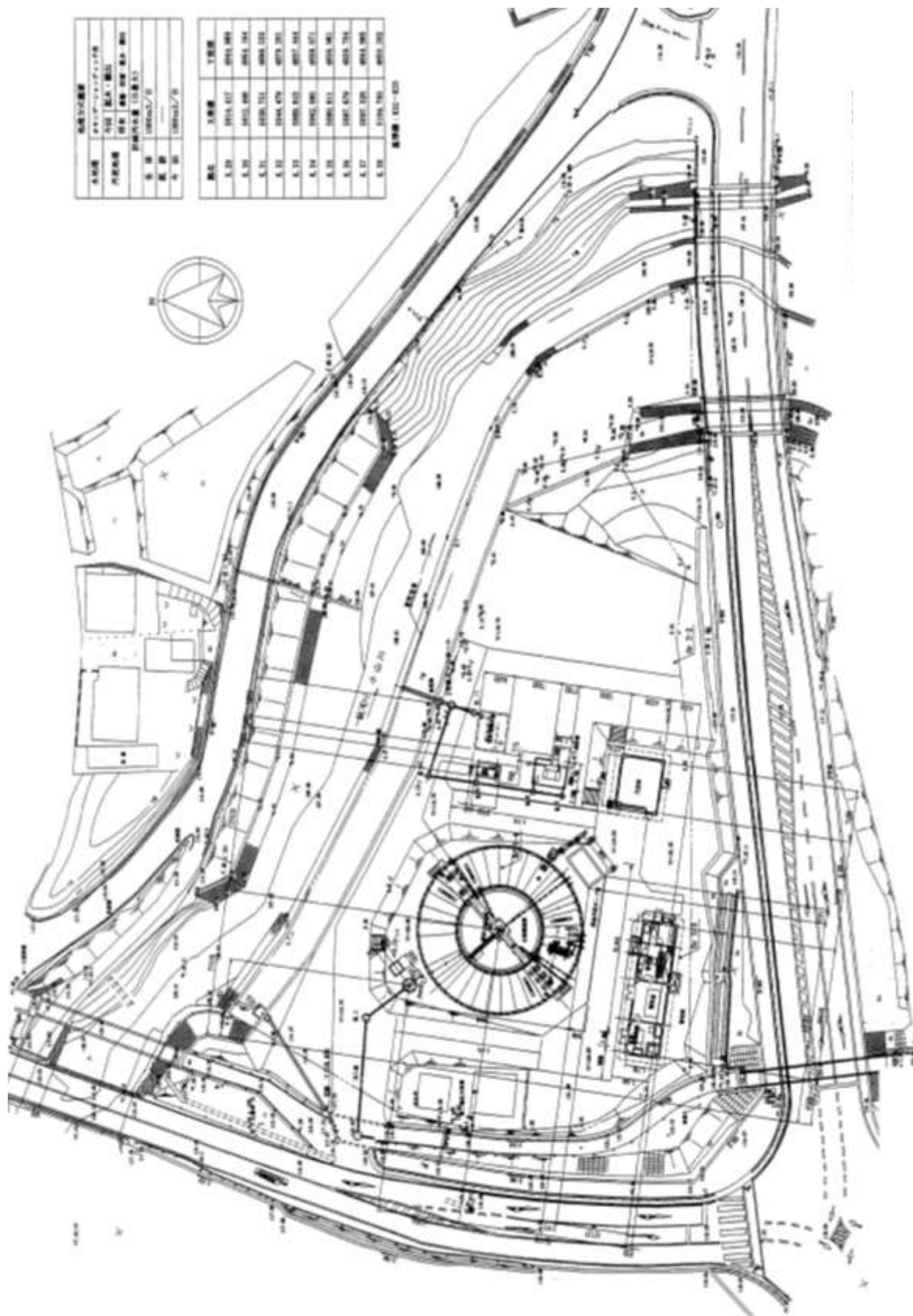
【島ヶ原浄化センター主要設備一覧】

- ① 汚水ポンプ設備
汚水ポンプ、スクリーンユニット、汚水ポンプ吊上機、床排水ポンプ
- ② オキシデーションディッチ
スクリー式機械型曝気装置、消泡装置
- ③ 最終沈殿池設備
終沈汚泥掻寄機、終沈汚泥ポンプ
- ④ 消毒設備
塩素接触装置
- ⑤ 給水設備
給水ユニット、回転ドラム式ろ過装置、ろ布吊上機
- ⑥ 汚泥脱水設備
脱水機、ポリ鉄貯留タンク、汚泥供給ポンプ、コンテナ、受水槽、
脱水機用吊上機
- ⑦ 脱臭設備
小型脱臭装置
- ⑧ 受変電設備
P A S、引込受電盤、変圧器盤、低圧分岐盤
- ⑨ 自家発電設備
自家発電機、燃料小出槽、排気消音器、給気・排気ダクト
- ⑩ 監視制御設備、負荷設備
動力制御盤、現場操作盤、ミニUPS
- ⑪ 計装設備
流量計、水位計、MLSS計、UV計
- ⑫ 付帯設備
照明設備、換気設備、空調機

別図1-5 : 位置図



島ヶ原地区 対象施設位置図



島ヶ原浄化センター 全体配置図

資料 3-1 要求水準書 (別紙)

別紙 1-7 : 壬生野東部浄化センター

下水処理場

壬生野東部浄化センター

所在地 : 伊賀市川東 123 番地の 1
処理方式 : オキシデーションディッチ法
処理能力 : 日最大 389 m³/日 (計画)
日最大 389 m³/日 (現有)

主要設備 : 別表 1-6 参照

マンホールポンプ場

所在地 : 別図 1-6 参照
対象施設 : 3 施設

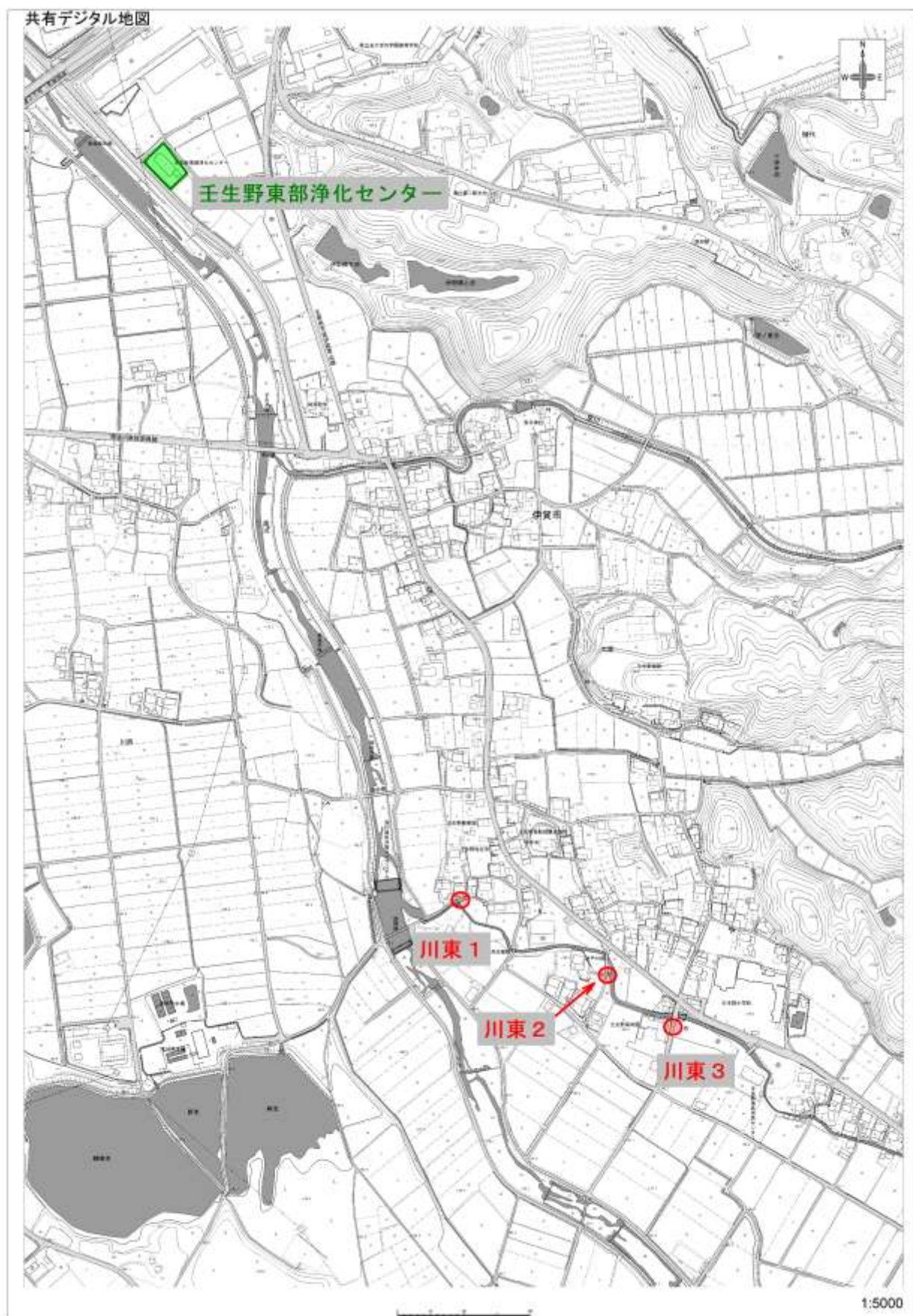
資料 3-1 要求水準書（別紙）

別表 1-6：主要設備一覧

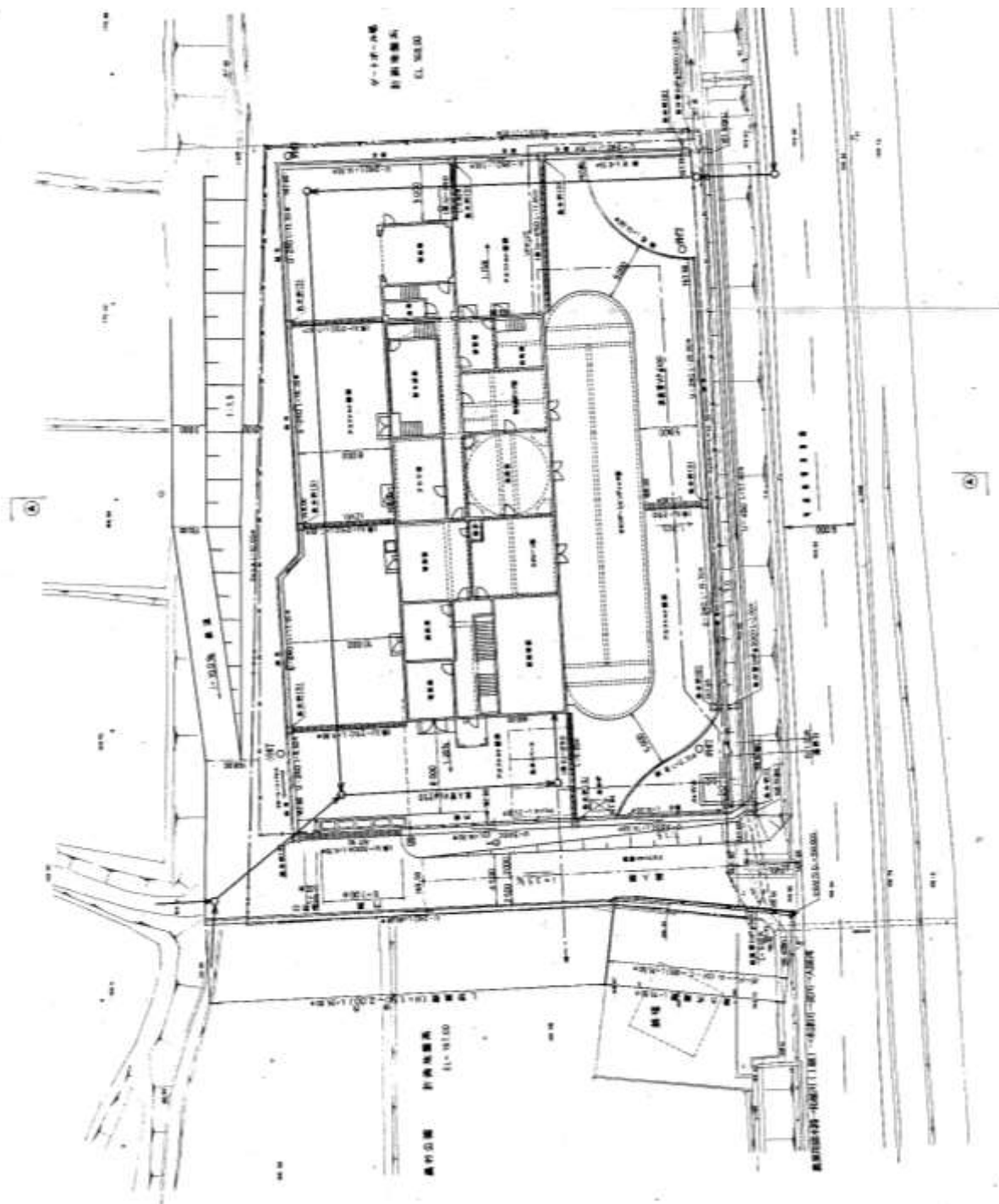
【壬生野東部浄化センター主要設備一覧】

- ① 前処理設備
自動荒目スクリーン、破砕機、細目スクリーン、沈砂排出ポンプ
- ② 原水槽設備
原水ポンプ、非常用エンジンポンプ
- ③ 流量調整槽設備
水中攪拌ポンプ、流量調整ポンプ、自動微細目スクリーン、し渣脱水機
- ④ オキシデーションディッチ設備
曝気装置、曝気沈砂槽ブロワ、流出ゲート
- ⑤ 沈殿槽設備
沈殿槽汚泥掻寄機、汚泥引抜ポンプ
- ⑥ 砂ろ過装置設備
散水ポンプ、ろ過ポンプ、砂ろ過装置、逆洗ポンプ、砂ろ過室用吊上装置
- ⑦ 消毒設備
消毒器
- ⑧ 給水設備
給水ユニット
- ⑨ 放流ポンプ槽設備
放流ポンプ
- ⑩ 汚泥処理設備
濃縮汚泥引抜ポンプ、脱離液ポンプ、汚泥貯留槽散気装置、汚泥脱水機、
汚泥供給ポンプ、脱水助剤貯槽、脱水助剤攪拌機、助剤注入ポンプ、ケーキホッパ、
可搬式汚泥引抜ポンプ、ブロワ、脱水室用吊上装置、床排水ポンプ
- ⑪ 脱臭装置設備
脱臭装置、脱臭ファン
- ⑫ 受変電設備
P A S、引込受電盤/動力変圧器盤
- ⑬ 監視制御設備、負荷設備
汚水処理制御盤、テレメータ盤、現場操作盤、ミニUPS
- ⑭ 計装設備
流量計、DO計、MLSS計
- ⑮ 付帯設備
照明設備、換気設備、空調機

別図 1-6 : 位置図



壬生野東部地区 対象施設位置図



壬生野東部浄化センター 全体配置図

別紙2 責任範囲

【責任範囲 1 / 7】

区分	種類	摘要	負担者	
			委託者	受託者
基本負担	入札の説明	入札説明書の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	
		入札額の積算の誤り、入札図書類の理解の誤り		○
	事業範囲の変更	業務の事業範囲の縮小及び拡充のうち、入札時点で明示がなかったもの	○	
		業務の事業範囲の縮小及び拡充のうち、入札時点で明示があったもの		○
	計画変更	委託内容・用途の変更に関するもの	○	
	契約締結	委託者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を要する場合		○
		契約に関する議決が得られない場合	○	
	不可抗力	自然災害による契約の中止・変更、施設損壊	○	
	行政指導	委託者の責に伴う関係機関の行政指導、規制、指導	○	
		受託者の責に伴う関係機関の行政指導、規制、指導		○
	税制度変更	委託に関する新税の成立、税制変更（法人税除く）	○	
		法人税の変更		○
	第三者賠償	委託者の指示、貸与品の性状など、委託者の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
		業務を履行するにあたり、通常避けることができない騒音、振動、悪臭などに起因して第三者に与えた損害	○	
		受託者が行う業務の不備により第三者に与えた損害		○
		不可抗力により第三者に与えた損害		注 1
	住民対応	業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、悪臭など）		○
		上記以外のもの	○	
	物価変動	契約締結後のインフレーション、デフレーション	○	
		上記以外の物価変動		○
施設損傷	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○	
	委託者の責により施設が損傷した場合	○		
	上記以外のもの		注 1	
物品の盗難・紛失	受託者の管理の不手際による物品の盗難・紛失		○	
	上記以外のもの	○		
使用許可物の使用	使用許可物の使用による損害		○	
保安管理	受託者の責によるもの		○	
	委託者の責によるもの	○		

注 1 協議のうえ決定する。

資料3-1 要求水準書（別紙）

【責任範囲2/7】

区分	種類	摘要	負担者	
			委託者	受託者
基本負担	契約の解除・変更	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		委託者の責務不履行によるもの	○	
		受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
	業務委託料の調整	下水道施設の増減が生じた場合の業務委託料及び業務内容の変更	注1	
	法令の遵守	業務に直接関係する法令の変更	○	
		業務のみではなく、広く一般に適用される法令の変更		○
	危機管理対応	受託者の責による労災事故、設備の破損・損壊		○
		上記以外の事故など	○	
		要求水準値未達など、受託者の責により生じた緊急対応費の増大		○
		受託者の業務範囲内での緊急対応費の増大	注1	
		上記以外の緊急対応費	○	
	故障及び事故処理	受託者が用意した備品の使用に係る故障及び事故処理		○
	下水道法上の管理責任	下水の悪質水質の流入などに関するもの	○	
	浄化槽法上の管理責任	下水の悪質水質の流入などに関するもの	○	
	廃棄物処理法上の管理責任	脱水ケーキ、廃酸・廃アルカリなどの廃棄物の運搬及び処分に関するもの	○	
		余剰汚泥などの廃棄物の運搬及び処分に関するもの	○	
		沈砂、し渣などの運搬及び処分に関するもの	○	
	水質汚濁防止法上の管理責任	放流水の排水基準の規制に関するもの	○	
	その他法令上の責任	受託者の業務履行上で直接関係するもの（労働安全衛生法、消防法、個人情報保護法など）		○
		上記以外のもの	○	
	運転監視操作業務	委託者の指示に基づく運転方法の変更や有害物質の流入などの不可抗力によるもの	○	
		受託者の帰責事由による要求水準値未達（未達の際、委託料を減額する。）		○
		脱水汚泥の含水率の年間平均値が基準値を超過した場合		○
工場排水の量・水質の確保及び監視・監督		○		
環境計測業務	管路内の土砂等の堆積及び閉塞の抑制と管理	○		
	運転管理上で必要な水質分析		○	
ユーティリティの調達及び管理業務	受託者がこの契約で調達する物品の確保、納入遅延など		○	
	上記以外のもの	○		
	想定流入下水水量及び水質範囲内の調達費の増大		○	
	想定流入下水水量及び水質範囲外の調達費の増大	○		
	電力単価、契約電力変更による調達費の増大	注1		
	物価変動以外による調達費の増大		○	
	委託者が指定したユーティリティの価格変動による調達費の増大	○		
	要求水準値未達など、受託者の責による調達費の増大		○	
上記以外による調達費の増大	○			

注1 協議のうえ決定する。

資料3-1 要求水準書（別紙）

【責任範囲3/7】

区分	種類	摘要	負担者	
			委託者	受託者
基本負担	保守点検整備業務	受託者がこの契約で負う設備機能の確保		○
		上記以外のもの	○	
	修繕業務	修繕を要する原因が委託者の帰責事由によることが明らかな場合	○	
		不可抗力又は法令の変更によることが明らかな場合 上記以外の場合	○	○
経費負担	保安管理	下水道施設の保安管理に係る人件費		○
		下水道施設の保安管理に係る車両費、工具費及び消耗品の管理・調達費用		○
		下水道施設の機械警備の業務委託料及び管理費用		○
	業務着手時の措置	業務着手時の下水道施設の機能確認の準備に係る費用	○	
	運営期間満了時の措置	受託者の責による運営期間満了時の機能回復に係る費用		○
		委託者の責に帰する事由による運営期間満了時の研修・指導に係る費用	○	
		上記以外による運営期間満了時の研修・指導に係る費用		○
		業務の引継期間に委託者が受託者に行う業務引継に係る自らの費用 業務の引継期間に受託者が前受託者から受ける業務引継に係る費用	○	○
	施設運営	事務機器、事務用品、福利厚生費など、受託者が運営上必要とする事務及び運営費用		○
	引継期間	引継期間に係る費用		○
	機器の使用料及び消耗品に係る事項	別紙11に規定する費用	○	
		上記以外の業務実施に必要な費用		○
	統廃合計画の見直し	統廃合に伴う追加費用	○	
	受託者からの提案に対する対応	委託者の承諾を得て受託者が行う施設改良等の費用		○
	保険	受託者賠償責任保険や機械保険などの加入費用		○
	モニタリング業務	モニタリングに係る費用	○	
		セルフモニタリングに係る費用		○
	健康診断	業務従事者の健康診断に係る費用		○
	運転監視操作業務	運転・監視に係る人件費		○
		運転・監視に係る消耗品類の調達及び管理費用		○
原因究明、改善計画書の作成および実施に係る費用			○	
環境計量証明事業所による計測の実施費用			○	
環境計測業務	運転管理上で必要な水質分析の試薬、ガラス器具類、その他消耗品類の管理・調達費用		○	
	下水処理場の法定水質検査費用	○		

資料3-1 要求水準書（別紙）

【責任範囲4/7】

区分	種類	摘要	負担者	
			委託者	受託者
経費負担	ユーティリティの調達及び管理業務	下水道施設の水道の調達及び管理費用		○
		下水道施設のガスの調達及び管理費用		○
		下水道施設の電力の調達及び管理費用		○
		下水道施設の薬品類の調達及び管理費用		○
		下水道施設のその他消耗品、備品の調達及び管理費用		○
	脱水汚泥の搬出計画書作成及び搬出補助業務	沈砂・し渣、脱水ケーキ、汚泥の処分費	○	
		沈砂・し渣、脱水ケーキ、汚泥の運搬費及び廃棄物の運搬・処分に係る事務管理費	○	
		余剰汚泥の運搬・処分費	○	
		余剰汚泥の運搬・処分に係る事務管理費	○	
		産業廃棄物処理の計画書及び計画実施状況報告書の作成に係る費用		○
	保守点検整備業務	下水道施設の巡回点検に係る人件費		○
		下水道施設の巡回点検に係る車両、工具、消耗品の費用		○
		下水道施設の保守点検に係る人件費		○
		下水道施設の保守点検に係る車両費、工具費及び消耗品類の管理・調達費用		○
		下水処理場の高圧受変電設備の法定点検費用	○	
	修繕業務	下水道施設の修繕に係る費用（130万円以上（税込）/件）	○	
		下水道施設の修繕に係る費用（130万円未満（税込）/件）		○
		修繕上限額を超過した分又は未達となる分の費用		注1
		緊急時、受託者に必要最低限の修繕を指示した際の費用	○	
		施設の改築・更新などに係る上記以外の費用	○	
	事務業務	電子Manifestの登録に係る費用		○
		電子Manifestのキャンセルに係る費用		○
		P R T R法【化学物質排出把握管理促進法】に基づく届出に係る費用		○
	消防用設備等点検業務	消防用設備等の法定点検費用		○
	環境整備業務	剪定、除草などの植栽管理に係る人件費		○
		剪定、除草などの植栽管理に係る機材、資材及び消耗品の管理・調達費、廃棄物の運搬・処分費		○
		下水処理場の床、建物などの清掃に係る人件費		○
		下水処理場の床、建物などの清掃に係る機材、資材及び消耗品の管理・調達費		○

注1 協議のうえ決定する。

資料3-1 要求水準書（別紙）

【責任範囲5/7】

区分	種類	摘要	負担者		
			委託者	受託者	
経費負担	汚泥試験業務	汚泥試験業務の費用		○	
	悪臭物質測定業務	悪臭物質測定業務の費用		○	
	エネルギー管理業務	エネルギー管理業務の費用		○	
	警備業務	警備業務の費用		○	
	クレーン点検業務	クレーン点検業務の費用		○	
	農業用水の供給業務	農業用水の供給業務の費用		○	
業務分担	契約締結	この契約に関して委託者が必要に応じて行う協議・疑義などの請求 この契約に関して受託者が必要に応じて行う協議・疑義などの請求	○		
	保安全管理	下水道施設の保安全管理の実施		○	
	業務着手時の措置	業務着手時の下水道施設の機能確認の準備	○		
	運営期間満了時の措置	運営期間満了時の研修及び教育の実施			○
		運営期間満了時の下水道施設の機能確認の準備			○
		契約書第62条に基づく契約の解除に関する通知		○	
		契約書第63条に基づく契約の解除に関する通知			○
	施設運営	この契約で受託者が必要とする労務・福利厚生、庶務、外注などに関する事務管理、その他必要な業務			○
		その他この契約で委託者が必要に応じて行う業務の実施		○	
	伊賀市地域防災計画	伊賀市地域防災計画の策定		○	
	窓口営業日及び時間外の業務処理	窓口営業時間外に急を要する又はやむを得ない事情で業務が発生した場合の処理			○
	許認可の取得	業務の実施に関する許認可の申請・届出		○	
		受託者が取得すべき許認可			○
	業務委託料の調整	業務委託料支払い停止・再開に関する通知		○	
		業務委託料の減額に関する通知		○	
		業務委託料の請求申請			○
	機器の使用料及び消耗品に関する事項	委託者の財産、備品などの管理・調達の実施		○	
統廃合計画の見直し	統廃合に伴う事務作業		○		
下水道施設の確認	下水道施設の設備の状態に関するチェックシートの作成及び確認			○	
業務の計画及び報告	別紙7に示す業務着手時の提出書類の作成、変更、申請			○	
	別紙7に示す業務着手時の提出書類の確認、承諾通知、完了通知、見解書		○		
	別紙7に示す運営期間中の提出書類の作成、変更、申請			○	
	別紙7に示す運営期間中の提出書類の確認、承諾通知、完了通知、見解書		○		
	別紙7に示す下水道事業関連業務の提出書類の作成、変更、申請			○	
	別紙7に示す下水道事業関連業務の提出書類の確認、承諾通知、完了通知、見解書		○		
	別紙7に示す業務完了時の提出書類の作成、変更、申請			○	
	別紙7に示す業務完了時の提出書類の確認、承諾通知、完了通知、見解書		○		
	業務の実施に必要な書類の提出、調整			○	

資料3-1 要求水準書（別紙）

【責任範囲6/7】

区分	種類	摘要	負担者	
			委託者	受託者
業務分担	危機管理対応	伊賀市下水道事業業務継続計画の策定、改定、提供	○	
		伊賀市下水道事業業務継続計画の確認、理解		○
		初期対応、委託者及び関係機関への連絡		○
		受託者の責に帰するときの本格復旧		○
		上記以外の本格復旧	○	
		緊急出動による委託者待機	○	
		緊急出動による受託者待機		○
		緊急事態における業務指示、命令文書	○	
	モニタリング業務	モニタリングの実施	○	
		セルフモニタリングの実施		○
	運転監視操作業務	下水処理場の運転監視及び操作の実施		○
		改善通告	○	
	環境計測業務	下水処理場の運転管理上の水質分析の実施		○
		下水処理場の法定水質分析の実施		○
		農業集落排水施設の法定検査の実施	○	
		水質分析に関する試薬、器具その他消耗品の管理・調達の実施		○
		特定施設の立入り、水質検査、調査、指導の実施	○	
	ユーティリティの調達及び管理業務	下水処理場のユーティリティの管理・調達事務の実施		○
		別紙7に示すユーティリティの調達及び管理業務の提出書類の作成、変更、申請		○
		別紙7に示すユーティリティの調達及び管理業務の提出書類の確認、承諾通知、完了通知、見解書	○	
		薬品の受入れ立会いの実施		○
		電力供給契約の締結		○
	脱水汚泥の搬出計画書作成及び搬出補助業務	沈砂・し渣、脱水ケーキの運搬の実施	○	
		脱水汚泥搬出の作業状況の写真撮影		○
	文書管理業務	下水道施設に関する図書類の変更・廃棄	○	
		下水道施設に関する図書類の保管管理		○
		運転、水質、点検、補修その他データの記録と保管		○
	保全管理業務	下水処理場の改築・更新に関する設計・施工の実施	○	
		下水道管路施設の拡張・改築・更新に関する設計・施工の実施	○	
		下水道管路施設の漏水調査、浚渫、補修工事など維持管理の実施	○	

資料3-1 要求水準書（別紙）

【責任範囲7/7】

区分	種類	摘要	負担者	
			委託者	受託者
業務分担	保守点検整備業務	下水道施設の巡回点検の実施		○
		下水道施設の保守点検の実施		○
		下水道施設の法定点検・検査及び自主点検・検査		○
		下水道施設の設備機能維持に要する部品、その他消耗品類、資材、機材の管理・調達の実施		○
	修繕業務	修繕業務の実施		○
		別紙7に示す修繕業務の提出書類の作成、変更、申請		○
		別紙7に示す修繕業務の提出書類の確認、承諾通知、完了通知、見解書	○	
	事務業務	電子マニフェストの登録の実施		○
		P R T R法【化学物質排出把握管理促進法】に基づく届出の実施		○
	消防用設備等点検業務	下水処理場の消防用設備等点検業務		○
		別紙7に示す消防用設備等点検業務の提出書類の作成、変更、申請		○
		別紙7に示す消防用設備等点検業務の提出書類の確認、承諾通知、完了通知、見解書	○	
	環境整備業務	施設の日常的な植栽管理		○
		施設の衛生管理（床清掃、場内清掃など）の実施		○
		下水処理場の衛生管理に関する消耗品類、資材、機材の管理・調達の実施		○
	汚泥試験業務	汚泥試験業務の実施		○
	悪臭物質測定業務	悪臭物質測定業務の実施		○
	エネルギー管理業務	エネルギー管理業務の実施		○
	警備業務	警備業務の実施		○
	クレーン点検業務	クレーン点検業務の実施		○
別紙7に示すクレーン点検業務の提出書類の作成、変更、申請			○	
別紙7に示すクレーン点検業務の提出書類の確認、承諾通知、完了通知、見解書		○		
農業用水の供給業務	農業用水の供給業務の実施		○	
見学者対応業務	施設見学の対応		○	
	施設見学の挨拶	○		
電気保安全管理業務	電気保安全管理業務の実施	○		

別紙3 下水道施設の確認

(1) 下水道施設の確認に係る準備

委託者は、下水道施設に係る確認に先立ち、下水道施設の内容を網羅した設備管理台帳や竣工図書を事前に準備するものとする。

(2) 記録の保管

下水道施設の確認に関する内容は次により保管する。

- ・契約書第20条第1項に定める「下水道施設の内容」の確認記録については、委託者及び受託者が契約書第20条第1項に定める「確認」が完了するまで保管する。
- ・契約書第20条第1項に定める「下水道施設の内容」の確認記録については、委託者及び受託者が運営期間満了後1年間これを保管する。

(3) 下水道施設の確認対象

- ① 下水道施設の内容を確認すべき対象は、別紙1に示す施設の設備とするが、具体的な下水道施設の確認対象の決定については、協議により定める。
- ② 委託者が運営期間中に新たに設置又は更新・改築並びに改良（以下「更新」という。）した設備の「確認」については、下記を適用する。
 - ・設備を更新し、その設備に瑕疵担保期間があるときは、設備の瑕疵担保期間終了30日前までに下水道施設の内容を確認する。
 - ・設備を更新し、その設備に瑕疵担保期間がないときは、設備の更新の完了後10日以内に下水道施設の内容を確認する。

(4) 下水道施設の内容確認の方法

受託者は下水道施設の設備の状態について確認するチェックシートを作成する。

下水道施設の内容確認が困難もしくは判断できないときの措置については、委託者と受託者が協議し、双方が同意のうえで承認し、確認方法を定める。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 4 業務計画書の記載内容

（1）業務計画書の規格

5か年業務計画書、月間業務計画書、年間業務計画書の規格は下記のとおりとする。

- ① 用紙は、原則として、日本工業規格 A 4 版を使用する。ただし、図面・表その他で、A 4 版とすることが不適當な場合は A 3 もしくは A 2 版とする。
- ② 業務計画書は、その保管に耐えられるファイルに収め、正は委託者、副は受託者でそれぞれ保管する。保管する期間は、業務計画書提出から運営期間満了後 1 年間とする。

（2）業務計画書の記載事項

5か年業務計画書、月間業務計画書、年間業務計画書の記載事項は下記のとおりとする。

- ① 各業務計画書の計画期間における委託者及び受託者の責任負担に関する事項
- ② 各業務計画書の計画期間における業務実施組織、業務分担、業務従事者の体制及び資格に関する事項
- ③ 運転管理、保守管理、その他、実施する各業務の計画に関する事項
- ④ 運転管理、保守管理、その他、実施する各業務の内容に関する事項
- ⑤ データの項目の記録方法及び保存場所
- ⑥ 安全衛生、教育及び研修に関し、実施する計画・内容に関する事項
- ⑦ 緊急連絡体制に関する事項

（3）その他

委託者は、受託者から 5か年業務計画書、月間業務計画書、年間業務計画書の提出を受理した翌日から 14 日以内に、修正又は承諾について、受託者に通知する。

14 日を過ぎても委託者が受託者に、修正又は承諾について通知しないときは、5か年業務計画書、月間業務計画書、年間業務計画書が承諾されたものとみなす。

受託者は、5か年業務計画書、月間業務計画書、年間業務計画書の再提出を委託者から求められたときは、要求を受理した翌日から 14 日以内に再提出する。

（2）に定めのない事項がある場合、委託者と受託者が協議し、双方が同意のうえで対応を図る。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 5 業務報告書の記載内容

（1）業務日報

受託者は、別表 5-1 に示す内容を網羅した業務日報を作成し、当該月分を翌月 5 日までに月間業務報告書とともに電子データのみ提出する。

（2）月間業務報告書

受託者は、別表 5-2 に示す内容を網羅した月間業務報告書を作成し、当該月分を翌月 5 日までに提出する。ただし、運営期間の最終年度 3 月分は年度内に提出する。

（3）年間業務報告書

受託者は、別表 5-3 に示す内容を網羅した年間業務報告書を作成し、当該年度分を翌年度 4 月 10 日までに提出する。ただし、運営期間の最終年度は年度内に提出する。

（4）業務報告書の改善

受託者は、別表 5-1 ～ 5-3 に示す内容について、必要があるときは、委託者と協議のうえ、その内容を改善する。

（5）報告書の構成

① 業務日報

受託者は、（1）の業務日報の内容を踏まえ、月間業務計画書に業務日報の様式を添付し、委託者と受託者の協議のうえ、業務日報の記載事項を含め様式を定めるものとする。

② 月間業務報告書

受託者は、（2）の月間業務報告書の内容を踏まえ、月間業務計画書に月間業務報告書の構成を添付し、委託者と受託者の協議のうえ、月間業務報告書の記載事項を含め構成を定めるものとする。

③ 年間業務報告書

受託者は、（3）の年間業務報告書の内容を踏まえ、年間業務計画書に年間業務報告書の構成を添付し、委託者と受託者の協議のうえ、年間業務報告書の記載事項を含め構成を定めるものとする。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別表 5-1 運転維持管理業務の業務日報の内容

報告の種類	報告内容
運転データ	① 流入水量、放流量 ② 脱水処理量、発生ケーキ搬出量 ③ 電力量、薬品の使用量 ④ 水質データ <ul style="list-style-type: none"> ・各処理プロセスの主要水質 ・放流水質
業務実績	実施した業務とその概要
特記事項	特に報告すべき事項

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別表 5-2 運転維持管理業務の月間業務報告書の内容

報告の種類	報告内容
状況報告	当該月における別紙 1 に示す下水道施設状況の説明
運転データ	<p>下記のデータを含み、月報データ集計表として整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 月間流入水量、放流量 ② 日毎流入水量 ③ 返送汚泥引抜量、余剰汚泥引抜量 ④ 脱水処理量、発生ケーキ搬出量 ⑤ 日毎電力量、薬品ごとの使用量 ⑥ 中継ポンプ場の主要運転データ ⑦ マンホールポンプ場の電力量 ⑧ 水質データ <ul style="list-style-type: none"> ・流入水質、処理プロセスごとの水質 ・反応槽水質 ・放流水質 ・汚泥分析 ・その他実施した水質分析データ ⑨ 温室効果ガス排出状況
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該年間業務計画書に基づいて当該月に予定した各業務の実績 ② 予定外業務の実績
報告書綴り	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水処理場日常・巡視点検報告 ② 中継ポンプ場巡回点検報告 ③ マンホールポンプ場巡回点検報告 ④ 定期設備点検報告 ⑤ 修繕実施報告 ⑥ 故障又は異常の緊急時対応報告 ⑦ 自家発電機運転記録表 ⑧ 調達実績報告 ⑨ その他必要な報告
特記事項	当該月において、特に報告すべき事項

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別表 5-3 運転維持管理業務の年間業務報告書の内容

報告の種類	報告内容
施設状況報告	当該年における別紙 1 に示す下水道施設状況の説明
運転データ	<p>下記のデータを含み、当該月に年報データ集計表として整理する。</p> <p>① 流入水量、放水量（晴天時、雨天時の日平均・日最大水量の集計含む）</p> <p>② 月毎流入水量、放水量</p> <p>③ 返送汚泥引抜量、余剰汚泥引抜量</p> <p>④ 脱水処理量、発生ケーキ搬出量</p> <p>⑤ 月毎電力量、薬品ごとの使用量</p> <p>⑥ 主要設備運転時間</p> <p>⑦ 中継ポンプ場の主要運転データ</p> <p>⑧ マンホールポンプ場のポンプ運転時間・電力量・その他のデータ</p> <p>⑨ 水質データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流入水質、処理プロセスごとの水質 ・反応槽水質 ・放流水質 ・汚泥分析 ・その他実施した水質分析データ <p>⑩温室効果ガス排出状況</p>
業務実績	<p>① 当該年間業務計画書に基づいて当該年に予定した各業務の実績</p> <p>② 予定外業務の実績</p>
報告書綴り	<p>① 下水処理場日常・巡視点検報告</p> <p>② 中継ポンプ場巡回点検報告</p> <p>③ マンホールポンプ場巡回点検報告</p> <p>④ 定期設備点検報告</p> <p>⑤ 修繕実施報告</p> <p>⑥ 故障又は異常の緊急時対応報告</p> <p>⑦ 自家発電機運転記録表</p> <p>⑧ 調達実績報告</p> <p>⑨ その他必要な報告</p>
特記事項	当該年において、特に報告すべき事項

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 6 改善計画書の記載内容

（1）改善計画書に記載すべき条件

受託者は、契約書の定めにより改善計画書を委託者に提出するときは、別表 6-1 の事項について記載する。

別表 6-1 改善計画書の記載事項

記載すべき事項	備考
件名	要求水準値未達の件名
経緯・事由	要求水準値未達に至った経緯・事由
改善措置・対策	要求水準値未達を是正する改善措置・対策 ※設備的要素が伴う改善策があるときは、関係する図面を添付する。
改善に係る期日	是正の期限又は期間
その他	その他記載すべき事項

（2）改善状況に関する報告

受託者は、前項の改善計画書について、その実施状況を委託者に報告するときは、契約書の定めによるほか、次によるものとする。

- ① 改善に係る実施状況報告は、改善計画書を提出した月から、その実施状況について報告する。
- ② 改善に係る実施状況は、1 件単位で報告する。
- ③ 当該月の改善に係る実施状況は、月間業務報告書の「特記事項」の項に、当該改善に係る件名を記載し報告する。

（3）改善計画書の変更

受託者は、契約書の定めるところにより改善計画書の変更及び再提出する場合、前 2 項の「改善計画書」を「改善計画書の変更又は再提出」と読み替え、前 2 項を適用する。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 7 提出書類

(1) 業務着手時の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
着手届	1部	契約締結後速やかに提出する。
業務責任者選任届 (経歴書付)	1部	契約締結後速やかに提出する。
5か年業務計画書	1部	2024（令和6）年2月末日に提出する。 記載内容は別紙4に示す。 変更時はその都度速やかに提出する。
行政財産使用許可 申請書	1部	行政財産を使用する場合は提出する。 変更時はその都度速やかに提出する。
市有物品貸付 申請書	1部	市有物品を借受ける場合は提出する。 変更時はその都度速やかに提出する。
法定資格者選任届 (資格証の写し)	1部	契約締結後速やかに提出する。 変更時はその都度速やかに提出する。
組織体制表	1部	契約締結後速やかに提出する。 変更時はその都度速やかに提出する。
緊急体制表	1部	契約締結後速やかに提出する。 変更時はその都度速やかに提出する。
保険証書（写し）	1部	契約締結後速やかに提出する。 変更時はその都度速やかに提出する。
再委託届願申請書	1部	業務の一部を再委託する場合は提出する。 変更時はその都度速やかに提出する。
提出物チェック表	1部	契約締結後速やかに提出する。 変更時はその都度速やかに提出する。

上記書類に関して、委託者から要求があった場合は、必要に応じて電子データでの提出も対応する。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

(2) 運営期間中の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
年間業務計画書	1 部	当該年度分を前年度の 2 月末日までに提出する。 計画書を変更する場合は委託者に申し出、変更計画書を提出する。
月間業務計画書	1 部	当該月分を前月の 25 日までに提出する。
セルフモニタリング計画書	1 部	当該年度分を 4 月 10 日までに提出する。
セルフモニタリング報告書	1 部	月間業務報告書とともに提出する。
各種届出の写し	1 部	必要に応じて提出する。
支払請求書及び明細書	1 部	必要に応じて提出する。
業務打合せ簿	1 部	必要に応じて提出する。
借用願	1 部	必要に応じて提出する。

上記書類に関して、委託者から要求があった場合は、必要に応じて電子データでの提出も対応する。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

(3) 下水道事業関連業務の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
業務日報	1部	当該月分を翌月5日までに提出する。ただし、運営期間の最終年度3月分は年度内に提出する。
月間業務報告書	1部	当該月分を翌月5日までに提出する。ただし、運営期間の最終年度3月分は年度内に提出する。
年間業務報告書	1部	当該年度分を翌年度4月10日までに提出する。ただし、運営期間の最終年度は年度内に提出する。
改善計画書	1部	委託者から指示を受けて7日以内に提出する。
施設改良等実施計画書	1部	施設改良の実施する30日前までに委託者へ提出する。
施設改良等実施報告書	1部	工事終了の翌日から10日以内に提出する。
運転維持管理方法変更計画書	1部	都度提出する。
故障事故報告書	1部	都度提出する。
事務(緊急)連絡報告書	1部	都度提出する。
電子マニフェスト	2部	都度提出する。
P R T R 法対象物質に関する年間排出量の一覧表	1部	当該年度分を4月25日までに提出する。
産業廃棄物処理計画書	1部	当該年度分を4月25日までに提出する。
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	1部	当該年度分を3月25日までに提出する。
脱水汚泥の搬出計画書	1部	前月の20日までに提出する。
脱水汚泥の搬出作業写真	1部	翌月5日までに提出する。
除草業務の作業予定日表	1部	除草業務開始の前月の7日前までに提出する。
上記の記録の電子データ	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・ P D F 形式及び必要に応じ E X C E L 形式 ・ C D - R 又は D V D - R

資料 3-1 要求水準書（別紙）

(4) 消防用設備等点検業務の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
点検結果報告書	3部	<ul style="list-style-type: none"> ・当該月分の月間業務報告書とともに提出する。 ・自主設置設備は分ける。
業務写真	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・当該月分の月間業務報告書とともに提出する。 ・原則として、撮影用具にデジタルカメラを用い、カラープリンタによりサービスサイズ程度の大ききでA4用紙に印刷する。
消防用設備等設置場所の管理図、一覧表及び数量表	1部	当該月分の月間業務報告書とともに提出する。
上記の記録の電子データ	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・PDF形式及び必要に応じEXCEL形式 ・CD-R又はDVD-R

(5) クレーン点検業務の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
点検結果報告書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・当該月分の月間業務報告書とともに提出する。 ・表紙に対象施設名及び業務年度を明記する。 ・点検報告書（各施設） ・点検表（各施設で提出する） ・ホイスト点検表（各施設で提出する） ・状況写真
上記の記録の電子データ	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・PDF形式及び必要に応じEXCEL形式 ・CD-R又はDVD-R

(6) 修繕業務の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
業務打合せ簿	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕業務発注までに提出する。 ・修繕履歴一覧表を添付する。
修繕仕様書	1部	業務打合せ簿と併せて提出する。
修繕見積書（写）	1部	業務打合せ簿と併せて提出する。
業務報告書	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕業務終了後、その都度提出する。 ・工事写真 ・図面 ・関連書類
上記の記録の電子データ	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・PDF形式及び必要に応じEXCEL形式 ・CD-R又はDVD-R

資料3-1 要求水準書（別紙）

(7) ユーティリティ（水道、ガス、電力、薬品類）の調達及び管理業務の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
SDS（安全データシート）	1部	納入業者決定後、2週間以内に提出する。
業務報告書	1部	当該月分の月間業務報告書とともに提出する。 記載事項は下記のとおりとする。 ① 調達数量一覧表及び実績集計表 ② 納品書又は計量票又は請求明細書の写し （調達した物品の量と納入日が確認できるもの） ③ 製品データシート （調達物品の性状確認できるもの（薬品・燃料）） ④ 燃料調達時の見積書の写し
検収時の写真	1部	業務報告書と併せて提出する。
上記の記録の電子データ	1部	・業務報告書と併せて提出する。 ・PDF形式及び必要に応じEXCEL形式 ・CD-R又はDVD-R

(8) 業務完了時の提出書類

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項
完了届	1部	運営期間満了時に提出する。
支払請求書及び明細書	1部	引渡し完了後に提出する。
包括的業務実施報告書	1部	運営期間満了前2週間以内に提出する。
引継計画書	1部	運営期間満了4か月前までに提出する。
上記の記録の電子データ	1部	・運営期間満了前2週間以内に提出する。 ・PDF形式及び必要に応じEXCEL形式 ・CD-R又はDVD-R

別紙 8 業務委託料の支払いに関する事項

（1）業務委託料の調整

- ① 日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、下記の条件をすべて満たす場合は業務委託料の調整を行う。
 - ・本契約締結の日から 12 か月を経過していること。ただし、再度サービスの対価の変更を請求する場合は、前段の「本契約締結の日」を「直前のこの項に基づく変更契約締結の日」と読み替えるものとする。
 - ・運営期間の残余月数が協議日から 2 か月以上あること。
 - ・物価変動後の委託者の積算を基に計算した業務委託料のうち、変動前後の残業務委託料の差額が 1000 分の 15 を超えて変化していると予想されること。
- ② 物価変動により、ユーティリティ（水道、ガス、電力、薬品類）の基準単価が 1000 分の 15 を超えたことが原因で支払金額が業務委託料（ユーティリティ（水道、ガス、電力、薬品類）の該当項目のみ）を上回った場合、受託者は委託者が求める資料を提出することで、委託者は増額分を支払うものとする。
- ③ 別紙 1 に示す下水処理場の契約電力に変更があったとき、もしくは電力料金単価が変更されたときは、契約電力変更の規模又は時期、もしくは変更された電力料金単価に応じて、委託者と受託者が協議し、業務委託料の調整を行う。この際、受託者は下記の資料を取りまとめ、委託者に提出する。
 - ・中部電力株式会社における電力料金の新旧表（算定式の資料含む）
 - ・契約電力会社における電力料金の新旧表（算定式の資料含む）
- ④ 流入水量が日最大流入水量を超えた場合や受託者の責に帰すべきではない事由により、必要となったユーティリティ（水道、ガス、電力、薬品類）及び消耗品は、受託者が委託者に見積を提出することで、委託者は受託者の求めに応じ、必要な資料の提出を要請し、内容を精査したうえで、増額分を支払う。
- ⑤ 運営期間中における下水道施設の増減が生じた場合、委託者と受託者が協議し、必要に応じて業務内容及び業務委託料を変更する。
- ⑥ 修繕費が上限額を超過した分又は未達となる分については、委託者と受託者が協議し、双方が同意のうえで承認し、精算する。

資料3-1 要求水準書（別紙）

（2）業務委託料の減額

各年度に、受託者の責に帰すべき事由により性能基準値又は契約基準値の未達があった場合は下記の計算式により業務委託料を減額する。

業務委託料を減額する額＝当該年度の固定費×減額する率

当該年度の固定費：運転維持管理に係る人件費相当とする。

減額する率：(A+B+C+D) ×未達の下水处理場における放流量比/当該年度の日数

A（日）：契約基準値に対するペナルティ日数－10（日）（Aは0以上とする。）

B（日）：性能基準値に対するペナルティ日数

C（日）：改善計画書が期間内に提出されなかった日数

D（日）：改善計画書のとおり業務を行わなかった日数

未達の下水处理場における放流量比：別紙1に示す全下水处理場に対する未達の下水处理場が想定している日最大流入量の比率

- ・上野新都市浄化センター：23.3%
- ・上野新都市産業汚水処理施設：18.1%
- ・柘植浄化センター：19.5%
- ・せせらぎ浄化センター：21.4%
- ・希望ヶ丘浄化センター：7.8%
- ・島ヶ原浄化センター：7.1%
- ・壬生野東部浄化センター：2.8%

<留意事項>

- ① A及びBは各年の累積日数とする。
- ② 水質検査により未達判明日を1日目として、基準値を満たすまでに要した日数を勘定する。
- ③ 追加検査の結果判明までに要した日数も勘定する。
- ④ A（日）は未達判明日を1日目とし、未達が11日以上連続した場合のみ適用する。
- ⑤ 累積したペナルティ日数は年度に関わらず1年間有効とする。
- ⑥ 計器による未達判明の場合は、計器の表示回復のみで判断せず、追加水質検査を行い、確認する。
- ⑦ 当該年度とは、契約基準値の未達判明日の年度とする。
- ⑧ 減額する率は小数第4位を四捨五入し、小数第3位まで求める。
- ⑨ 受託者の責に帰すべき理由により、運営期間満了時に契約基準値又は性能基準値を満たしていない場合は、受託者は運営期間満了のその次の日から契約基準値を満たすまでの間、上式により算定された額（当該年度の固定費とは最終年度の固定費とする）を違約金として別途請求し、改善措置については別途協議のうえ決定する。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

<計算例>

下水処理場名：上野新都市浄化センター

契約基準値未達判明日	： 9月 1日（Aの勘定開始）
性能基準値未達判明日	： 9月 11日（Bの勘定開始）
性能基準値を満たした日	： 9月 20日（Bの勘定終了）
契約基準値を満たした日	： 9月 30日（Aの勘定終了）
年間日数	： 365日

上記条件の場合における減額する率は下記のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{減額する率} &= ((30-10) + 10 + 0 + 0) \times 0.233/365 \\ &= 0.019 \text{ (1.9\%)} \end{aligned}$$

(3) 業務委託料の支払停止の開始

- ① 契約書の定めるところにより、改善計画書に定める期日までに要求水準値の未達が是正されない場合の受託者に対する業務委託料の支払停止は、委託者が業務委託料の支払停止を通知した日以降の最初の支払期において支払うべき業務委託料を停止する。
- ② 委託者は、業務委託料の支払停止を通知した日の翌日から通知した日以降の最初の支払期までの間において、受託者にその弁明の機会を与えるものとする。

(4) 業務委託料の支払停止の解除

- ① 要求水準値の未達が是正された場合は、委託者は業務委託料の支払停止を直ちに解除し、停止していた間の委託料を速やかに受託者に支払うものとする。
- ② 前号において、委託者がやむを得ない事情により停止していた業務委託料を速やかに支払うことができない場合は、受託者にその事由を明らかにしたうえで、要求水準値の未達が是正された日以降の最初の支払期に支払うものとする。

(5) その他

- ① 受託者の創意工夫により、ユーティリティ（水道、ガス、電力、薬品類）の支払金額が委託者の業務委託料（ユーティリティ（水道、ガス、電力、薬品類）の該当項目のみ）を下回った場合、業務委託料の減額を行わないものとする。
- ② 業務委託料の変更は原則、1年度あたりの支払回数までとする。
- ③ 委託者又は受託者は（1）から（4）以外の事由により、業務委託料が不適とされる場合は、適時協議をし、業務委託料を変更する。

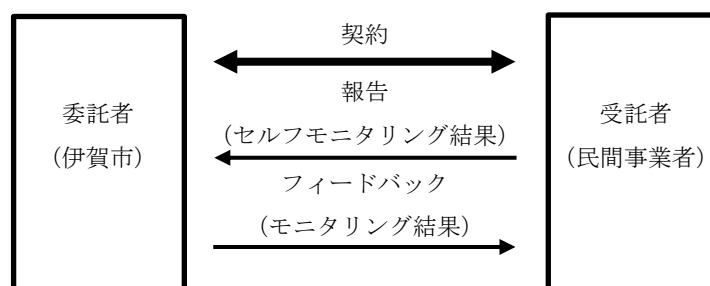
別紙9 モニタリング業務の実施要領

（1）モニタリング業務の基本方針

- ① 受託者は、自らが行う運転維持管理業務及び保全管理業務の実施状況の日常的な監視結果に分析を加え、継続的な業務改善を進めるため、セルフモニタリングを行う。
- ② 受託者は、提案に基づいたセルフモニタリング計画書を作成する。なお、セルフモニタリング計画書に記載する詳細事項は、委託者と受託者の協議のうえ、決定する。
- ③ 受託者は、セルフモニタリング計画書に基づき、提案書類に記載した実施項目が的確に実施されているかをセルフモニタリングする。
- ④ 委託者が必要と認めた場合、委託者と受託者が協議し、双方が同意のうえで受託者が承認し、セルフモニタリングの内容を変更する。
- ⑤ 受託者は、セルフモニタリングの結果を記載したセルフモニタリング報告書を委託者に提出する。
- ⑥ 委託者が実施するモニタリングに関して、受託者は運転データの開示に協力する。

（2）モニタリング業務の実施者

モニタリング業務の実施者は、下図に示すとおり、受託者及び委託者の2者が挙げられるが、最終的な責任は公共サービスの本来の提供者である委託者にある。



（3）受託者によるセルフモニタリング

受託者は、下水道施設を適切に管理し、機能と施設能力を維持するとともに、要求水準値を確実に満たしていることを確認するため、業務日報、月間業務報告書、年間業務報告書のデータを記載した報告書を作成する。また、セルフモニタリングを実施し、得られた結果を委託者に報告する。

（4）委託者によるモニタリング

委託者は、受託者が行う業務の実施状況の監視及び要求水準の遵守状況をモニタリングし、評価する。得られた結果は受託者にフィードバックして、受託者は必要に応じて運転維持管理業務の具体的手法の見直しを図る。

なお、委託者は、随時下水道施設へ立入り、受託者に対して業務の実施状況について説明を求め、水質検査その他の検査及び監視をすることができる。

資料3-1 要求水準書（別紙）

（5）セルフモニタリング計画書の記載事項

受託者が作成するセルフモニタリング計画書を構成する内容は下記のとおりとする。

- ① モニタリング体制
- ② モニタリング対象業務
- ③ モニタリング実施手順
- ④ モニタリング時期
- ⑤ モニタリング実施内容

（6）セルフモニタリングの報告

セルフモニタリングの確認方法は下記のとおりとする。ただし、詳細な回数は委託者と協議により決定する。

- ① 書類による確認
 - ・年間想定回数 4回/年（年度内の支払回数程度を想定）
- ② 会議における確認
 - ・年間想定回数 4回/年（年度内の支払回数程度を想定）
 - ・受託者側参加者 業務責任者
- ③ 現地における確認
 - ・年間想定回数 1回/年

（7）セルフモニタリング報告書の提出

セルフモニタリング報告書には、セルフモニタリング結果と考察を取りまとめ、月間業務報告書と一緒に提出する。

別紙 10 引継に関する事項

引継期間における具体的な内容・実施方法は下記のとおりとする。なお、引継期間において、受託者が実施する内容・方法に不備もしくは未完成の部分が生じた場合でも、これをもって、この契約上で受託者が負うべき責任を免れることはできない。

（1）引継計画

① 引継方法

- ・引継期間における引継は受託者の負担により委託者及び次期受託者に実施する。
- ・受託者は業務着手前に、前期受託者もしくは委託者より業務に係る引継を受ける。

② 引継計画

- ・受託者は委託期限 4 か月前までに、業務の引継に係る引継計画書を作成し、委託者に提出する。
- ・委託者は、受託者が提出した引継計画書について 14 日以内に検討・協議し実施内容を決定する。
- ・引継計画書に変更があるときは、変更当事者が速やかに相手方に通知する。

（2）引継内容

① 下水道施設の特性

- ・台帳図や竣工図書及び現地確認による下水道施設の位置
- ・過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置
- ・保管情報の運用方法について
- ・施設特有の特性、固有の情報
- ・その他委託者又は受託者が必要とする事項

② 業務実施に関する書類の作成方法

- ・業務計画書の作成方法
- ・業務報告書の作成方法
- ・緊急対応に関するマニュアルの作成方法
- ・その他委託者又は受託者が必要とする事項

③ 運転維持管理計画に関する事項

- ・水質管理方法
- ・通常時の運転方法
- ・非常時の運転方法
- ・施設特有の運転方法

④ 保全管理計画に関する事項

- ・通常時の保全方法
- ・非常時の保全方法

⑤ 事務関連に関する事項

- ・受託者の提案に基づき、業務遂行のために何らかの造作物を設置した場合は、その取扱い（継続設置及び撤去）について委託者と協議し、決定する。
- ・受託者が業務遂行の目的で作成した簿冊及びデータは、すべて委託者に引渡す。
- ・双方が貸与している資料は運営期間内に返却する。
- ・委託者が交付している身分証明書は、すべて委託者に返却する。
- ・各号の業務引継に要する費用は、受託者の負担を原則とする。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

（3）その他

受託者は下水道事業が運営期間内外に関わらず、継続して運営できるよう誠意を持って取り組む。

引継の実施にて疑義が生じた場合は、委託者及び受託者は誠意を持ってこれを解決する。また、引継期間以降についても受託者は、次期受託者が確認したい事項が生じた場合にも同様とする。

別紙 11 機器の使用料及び消耗品の負担区分

業務を実施するにあたり、委託者が提供する機器の使用料及び消耗品は下記のとおりとする。委託者が貸与する貸与備品が不足する場合、不足分については、受託者が負担し、調達する。

なお、貸与備品の修理も受託者の負担とし、損傷した場合は委託者で今後購入をしないため、受託者が用意する。

- (1) 潤滑油類（オイル・グリース等）
- (2) 別紙 19 で必要なオイル及び冷却水
- (3) 燃料費（作業用、車両用）
- (4) 塗装費（軽微な部分補修用塗料）

「軽微な部分補修」とはタッチアップや補修部の上塗り塗装程度とし、脚立での作業が可能な範囲で、高所作業は除く。

- (5) 報告記録用紙
- (6) 機械器具、工具、備品

自動車、自転車、電話機、事務用机椅子、黒板類、複写機、被服類、下足箱、傘立、掃除道具収納庫、カメラ、ロッカー類、茶器類、寝具類、洗濯機、冷蔵庫、履物類、噴霧器、草刈機、脚立、点検や整備及び簡易修繕業務に用いる汎用工具類及び各種検知器・測定器具類、振動計、騒音計、安全管理器具類（ヘルメット、毒性ガス・硫化水素・可燃性ガス測定器、酸素濃度計、送風機、防塵マスク、防塵メガネ、安全带・墜落制止用器具、安全標識、パソコンやテレビ等の事務用機器（通信回線含む）その他必要なもの）

- (7) 簡易修繕業務に必要な部品、消耗品

整備用品（掃除用具、ホース、ウエス、洗浄油、フィルター、クーラント液、バッテリー補充液等）、補修用材料（塗料、ボルトナット類、パッキン、ガスケット、ヒューズ、ランプ、油脂類、ブラシ刷毛類、研磨切断材料類、溶接ガス、溶接棒、セメント、パテ等）、小修繕に必要な部品（配管類、ケーブル類、塗料類、鋼材類、Vベルト、ポンプ用消耗部品、小口径仕切弁、小口径逆止弁）、潤滑油類（ポンプ、減速機、エンジン、補機等）、計器用バックアップ電池、記録に必要な用紙、チャート紙、記録紙、蛍光管、水銀ランプ、衛生用品、事務用品、肥料、除草剤、草刈刃その他、土嚢、税込単価 3 万円未満の材料・部品、業務上必要とする雑品

- (8) 一般消耗品

トイレトペーパー、石鹼、洗剤、手指消毒剤、ごみ袋、蛍光灯ランプ、清掃用洗浄剤、床ワックス等。

なお、管理棟内共用部分の一般消耗品は委託者の使用分も用意する。また、受託者は、受託者従業員用災害備蓄用食料・飲料水を備える。

資料3-1 要求水準書（別紙）

（9）貸与備品

定期的な点検が必要な備品については、受託者の負担によって点検を実施する。別紙1に示す下水処理場における貸与備品は下記のとおりとする。

場所：上野新都市浄化センター 対象：事務所・中央監視室・水質試験室・作業員控室

	備品名	個数	備考
1	事務机	11	
2	長机	7	
3	パソコンラック	1	
4	事務椅子	14	
5	パイプ椅子	6	
6	棚（書棚）	3	
7	ロッカー（物品保管）	2	
8	透視度計	2	
9	pH計	1	
10	水分計	2	
11	絶縁抵抗計	1	
12	蒸留水製造装置	1	
13	遠心分離機	2	
14	ポータブル汚泥濃度計	1	
15	冷蔵庫	1	
16	空気呼吸器	1	
17	酸欠メーター	1	
18	チェンブロック	1	
19	ジェットスイファン	1	
20	洗濯機	1	
21	乾燥機	1	
22	ロッカー（作業員用）	4	
23	接地抵抗計	1	
24	検電器	1	

資料3-1 要求水準書（別紙）

場所：柘植浄化センター

対象：事務所・水質試験室

	備品名	個数	備考
1	事務机	3	
2	長机	2	
3	天秤台	1	
4	事務椅子	4	
5	パイプ椅子	6	
6	棚（書棚）	1	
7	ロッカー（物品保管）	1	
8	透視度計	2	
9	pH計	1	
10	水分計	2	
11	絶縁抵抗計	1	
12	クランプメーター	1	
13	テスター	1	
14	高圧洗浄機	1	
15	蒸留水製造装置	1	
16	遠心分離機	1	
17	冷蔵庫	1	
18	空気呼吸器	1	
19	酸欠メーター	1	
20	チェンブロック	3	
21	ジェットスイファン	2	
22	洗濯機	1	
23	ロッカー（作業員用）	1	
24	顕微鏡	1	
25	騒音計	1	
26	振動計	1	
27	デジタル温度計	1	

資料 3-1 要求水準書（別紙）

場所：せせらぎ浄化センター

対象：監視室

	備品名	個数	備考
1	事務机	2	
2	長机	4	
3	事務椅子	2	
4	パイプ椅子	9	
5	棚（書棚）	1	
6	ロッカー（物品保管）	2	
7	透視度計	2	
8	空気呼吸器	1	
9	自動採水器	1	
10	接地抵抗計	1	
11	芝刈機	1	
12	検電器	1	

場所：希望ヶ丘浄化センター

対象：監視室

	備品名	個数	備考
1	事務机	1	
2	長机	1	
3	事務椅子	1	
4	パイプ椅子	5	
5	棚（書棚）	3	
6	透視度計	2	
7	チェンブロック	1	

資料3-1 要求水準書（別紙）

場所：島ヶ原浄化センター

対象：電気室（監視室）

	備品名	個数	備考
1	長机	1	
2	作業台	1	
3	事務椅子	1	
4	パイプ椅子	4	
5	棚（書棚）	2	
6	ロッカー（物品保管）	3	
7	透視度計	2	
8	絶縁抵抗計	1	
9	クランプメーター	1	
10	テスター	1	
11	高圧洗浄機	1	
12	ポータブル汚泥濃度計	1	
13	酸欠メーター	1	
14	チェンブロック	4	
15	ジェットスイファン	1	

場所：壬生野東部浄化センター

対象：監視室

	備品名	個数	備考
1	事務机	1	
2	パイプ椅子	3	
3	棚（引き戸透明または無し）	1	
4	ロッカー（物品保管）	1	
5	絶縁抵抗計	1	
6	クランプメーター	1	

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 12 施設改良等の実施

（1）別紙 1 に示す下水道施設の一部の変更又は改良

- ① 受託者は、業務を効果的かつ効率的に実施するため、別紙 1 に示す下水道施設の一部について変更又は改良を行うときは、次の各号に関する事項について記載した施設改良等実施計画書を作成し、委託者と協議する。
 - ・変更又は改良を行う対象部分の名称又は場所、変更又は改良が必要な理由、その効果
 - ・変更又は改良に関する図面（平面図、立面図、断面図、その他関連図面）
 - ・変更又は改良に関する実施工程計画
- ② 受託者は、前項の変更又は改良が終了したときは、終了の翌日から 10 日以内に変更又は改良の工事写真、施工図面その他必要事項を取りまとめた施設改良等実施報告書を作成し、委託者に提出する。
- ③ 契約書の定めるところにより、変更又は改良を実施した部分の原状に復したことの確認は、①号の施設改良等実施計画書及び前項の施設改良等実施報告書に基づいて行う。

（2）別紙 1 に示す下水道施設への設備の設置

- ① 受託者は、業務を効果的かつ効率的に実施するため、別紙 1 に示す下水道施設に設備を設置しようとするときは、次の各号に関する事項について記載した施設改良等実施計画書を作成し、委託者と協議する。
 - ・設置する設備の名称及び設置場所、設備の設置が必要な理由、その効果
 - ・設置する設備に関する図面（設備仕様、組立図、機器断面図、機器位置図、その他関連図面）
 - ・設備の設置に関する設置工程計画
- ② 受託者は、前項の設備の設置が終了したときは、終了の翌日から 10 日以内に設置に関する工事写真、施工図面その他必要事項を取りまとめた施設改良等実施報告書を作成し、委託者に提出する。

別紙 13 運転維持管理方法の大幅な変更に関する事項

(1) 事前協議の目的

別紙 1 に示す下水処理場の運転維持管理は、安全・安心な市民生活や公共用水域の水質保全に直結する重要なものである。別紙 1 に示す下水処理場の運転維持管理方法を大幅に変更した場合、変更の内容や方法によっては、要求水準値を満たさないことも想定される。そのため、受託者が要求水準の維持・向上を目的として、現在の運転維持管理方法を大幅に変更する場合、委託者と事前協議を行う。変更内容や水質が悪化した場合における対応方法の妥当性について、委託者と受託者の双方で確認することで、運転変更に伴うリスクの低減を図る。

(2) 事前協議の内容

① 運転維持管理方法の大幅な変更の定義

運転維持管理方法の変更を行った場合、その後の状況によって、要求水準値を一時的に満たさないリスクがあると受託者が判断したもの。

② 運転維持管理方法変更計画書の提出

受託者は、運転方法変更の目的、変更の方法、変更に伴い想定されるリスク、リスクの監視方法及び、リスクが発現した場合の要求水準値の未達を回避する対応を記載した運転維持管理方法変更計画書を作成し、委託者に提出する。

③ 運転維持管理方法変更計画書の承認

委託者は、受託者から運転維持管理方法変更計画書の提出があった場合には、その内容を審査する。

妥当と認められる場合には、運転維持管理方法の変更を承認する。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 14 流入基準

別紙 14-1 上野新都市浄化センター

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-1-1 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	3,270 m ³ /日 (計画)
	3,270 m ³ /日 (現有)

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-1-2 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
水素イオン指数 (pH)	5以上 9未満
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	200 mg/l 未満
浮遊物質 (SS) (mg/l)	200 mg/l 未満
全窒素 (mg/l)	40 mg/l 未満
全リン (mg/l)	4.3 mg/l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

(3) 流入水量予測

運営期間中の流入水量予測は、下記のとおりとする。

表 14-1-3 流入水量予測

年 度	水 量	備 考
2019(令和元)年度	752,227 m ³ /年	実績
2020(令和2)年度	727,109 m ³ /年	実績
2021(令和3)年度	835,016 m ³ /年	実績
2022(令和4)年度	848,939 m ³ /年	実績
2023(令和5)年度	836,400 m ³ /年	予測値
2024(令和6)年度	824,000 m ³ /年	予測値
2025(令和7)年度	811,100 m ³ /年	予測値
2026(令和8)年度	801,000 m ³ /年	予測値
2027(令和9)年度	790,800 m ³ /年	予測値
2028(令和10)年度	780,700 m ³ /年	予測値

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 14-2 上野新都市産業污水处理施設

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-2-1 流入水の水量

項目	範囲
計画流入水量 (m ³ /日)	2,542 m ³ /日 (計画) 2,542 m ³ /日 (現有)

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-2-2 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
水素イオン指数 (pH)	5以上 9未満
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	20 mg/l 未満 (5日間)
浮遊物質 (SS) (mg/l)	60 mg/l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

(3) 流入水量予測

運営期間中の流入水量予測は、下記のとおりとする。

表 14-2-3 流入水量予測

年 度	水 量	備 考
2019(令和元)年度	269,046 m ³ /年	実績
2020(令和2)年度	300,723 m ³ /年	実績
2021(令和3)年度	317,787 m ³ /年	実績
2022(令和4)年度	274,083 m ³ /年	実績
2023(令和5)年度	262,500 m ³ /年	予測値
2024(令和6)年度	250,900 m ³ /年	予測値
2025(令和7)年度	239,200 m ³ /年	予測値
2026(令和8)年度	227,600 m ³ /年	予測値
2027(令和9)年度	216,000 m ³ /年	予測値
2028(令和10)年度	204,400 m ³ /年	予測値

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 14-3 柘植浄化センター

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-3-1 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	2,740 m ³ /日 (計画) 1,730 m ³ /日 (現有)

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-3-2 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
水素イオン指数 (pH)	5以上 9未満
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	200 mg/l未満
浮遊物質 (SS) (mg/l)	210 mg/l未満
全窒素 (mg/l)	63 mg/l未満
全リン (mg/l)	5.7 mg/l未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

(3) 流入水量予測

運営期間中の流入水量予測は、下記のとおりとする。

表 14-3-3 流入水量予測

年 度	水 量	備 考
2019(令和元)年度	409,999 m ³ /年	実績
2020(令和2)年度	408,262 m ³ /年	実績
2021(令和3)年度	407,669 m ³ /年	実績
2022(令和4)年度	410,527 m ³ /年	実績
2023(令和5)年度	402,800 m ³ /年	予測値
2024(令和6)年度	395,000 m ³ /年	予測値
2025(令和7)年度	387,300 m ³ /年	予測値
2026(令和8)年度	382,400 m ³ /年	予測値
2027(令和9)年度	377,400 m ³ /年	予測値
2028(令和10)年度	372,500 m ³ /年	予測値

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 14-4 せせらぎ浄化センター

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-4-1 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	3,000 m ³ /日 (計画) 1,500 m ³ /日 (現有)

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-4-2 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
水素イオン指数 (pH)	5以上 9未満
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	220 mg/l 未満
浮遊物質 (SS) (mg/l)	200 mg/l 未満
全窒素 (mg/l)	74 mg/l 未満
全リン (mg/l)	6.8 mg/l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

(3) 流入水量予測

運営期間中の流入水量予測は、下記のとおりとする。

表 14-4-3 流入水量予測

年 度	水 量	備 考
2019(令和元)年度	665,010 m ³ /年	実績
2020(令和2)年度	671,621 m ³ /年	実績
2021(令和3)年度	649,240 m ³ /年	実績
2022(令和4)年度	605,796 m ³ /年	実績
2023(令和5)年度	598,400 m ³ /年	予測値
2024(令和6)年度	591,000 m ³ /年	予測値
2025(令和7)年度	583,800 m ³ /年	予測値
2026(令和8)年度	576,400 m ³ /年	予測値
2027(令和9)年度	569,000 m ³ /年	予測値
2028(令和10)年度	561,600 m ³ /年	予測値

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 14-5 希望ヶ丘浄化センター

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-5-1 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	1,100 m ³ /日 (計画) 550 m ³ /日 (現有)

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-5-2 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
水素イオン指数 (pH)	5以上 9未満
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	220 mg/l未満
浮遊物質 (SS) (mg/l)	170 mg/l未満
全窒素 (mg/l)	66 mg/l未満
全リン (mg/l)	6.3 mg/l未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

(3) 流入水量予測

運営期間中の流入水量予測は、下記のとおりとする。

表 14-5-3 流入水量予測

年 度	水 量	備 考
2019(令和元)年度	110,333 m ³ /年	実績
2020(令和2)年度	128,973 m ³ /年	実績
2021(令和3)年度	125,716 m ³ /年	実績
2022(令和4)年度	123,238 m ³ /年	実績
2023(令和5)年度	121,600 m ³ /年	予測値
2024(令和6)年度	120,000 m ³ /年	予測値
2025(令和7)年度	118,500 m ³ /年	予測値
2026(令和8)年度	117,000 m ³ /年	予測値
2027(令和9)年度	115,500 m ³ /年	予測値
2028(令和10)年度	113,900 m ³ /年	予測値

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 14-6 島ヶ原浄化センター

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-6-1 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	1,000 m ³ /日 (計画) 1,000 m ³ /日 (現有)

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-6-2 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
水素イオン指数 (pH)	5以上 9未満
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	180 mg/l未満
浮遊物質 (SS) (mg/l)	200 mg/l未満
全窒素 (mg/l)	55 mg/l未満
全リン (mg/l)	6.1 mg/l未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

(3) 流入水量予測

運営期間中の流入水量予測は、下記のとおりとする。

表 14-6-3 流入水量予測

年 度	水 量	備 考
2019(令和元)年度	115,214 m ³ /年	実績
2020(令和2)年度	117,250 m ³ /年	実績
2021(令和3)年度	112,212 m ³ /年	実績
2022(令和4)年度	109,231 m ³ /年	実績
2023(令和5)年度	105,200 m ³ /年	予測値
2024(令和6)年度	101,200 m ³ /年	予測値
2025(令和7)年度	97,100 m ³ /年	予測値
2026(令和8)年度	95,800 m ³ /年	予測値
2027(令和9)年度	94,500 m ³ /年	予測値
2028(令和10)年度	93,200 m ³ /年	予測値

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 14-7 壬生野東部浄化センター

(1) 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-7-1 流入水の水量

項目	範囲
日最大流入水量 (m ³ /日)	389 m ³ /日 (計画) 389 m ³ /日 (現有)

(2) 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下記のとおりとする。

表 14-7-2 流入水の水質

項目	範囲
水温 (°C)	45°C未満
水素イオン指数 (pH)	5以上 9未満
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	200 mg/l 未満
浮遊物質 (SS) (mg/l)	200 mg/l 未満
全窒素 (mg/l)	70 mg/l 未満
全リン (mg/l)	8.3 mg/l 未満

その他、下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する物質については、下水道法施行令第 9 条の 4 に規定する基準とする。

(3) 流入水量予測

運営期間中の流入水量予測は、下記のとおりとする。

表 14-7-3 流入水量予測

年 度	水 量	備 考
2019(令和元)年度	98,931 m ³ /年	実績
2020(令和2)年度	98,447 m ³ /年	実績
2021(令和3)年度	97,133 m ³ /年	実績
2022(令和4)年度	92,345 m ³ /年	実績
2023(令和5)年度	91,400 m ³ /年	予測値
2024(令和6)年度	90,400 m ³ /年	予測値
2025(令和7)年度	89,500 m ³ /年	予測値
2026(令和8)年度	88,500 m ³ /年	予測値
2027(令和9)年度	87,500 m ³ /年	予測値
2028(令和10)年度	86,600 m ³ /年	予測値

資料3-1 要求水準書（別紙）

別紙15 要求水準値

別紙1に示す下水処理場の「処理場放流水質」及び「脱水污泥含水率」の要求水準値は下記のとおりとする。

表 15-1 要求水準値

項目		性能基準値	契約基準値	
上野新都市 浄化センター	放流水質	水素イオン指数（pH）	5.8以上8.6未満	5.8以上8.6未満
		生物化学的酸素要求量（BOD）	10mg/1以下	9.5mg/1以下
		浮遊物質（SS）	10mg/1以下	9.5mg/1以下
		大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	2,850個/cm ³ 以下
	脱水污泥含水率		—	85.0%以下
上野新都市 産業汚水処理施設	放流水質	水素イオン指数（pH）	5.8以上8.6未満	5.8以上8.6未満
		生物化学的酸素要求量（BOD）	20mg/1以下	19mg/1以下
		浮遊物質（SS）	70mg/1以下	67mg/1以下
		大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	2,850個/cm ³ 以下
	脱水污泥含水率		—	85.0%以下
柘植 浄化センター	放流水質	水素イオン指数（pH）	5.8以上8.6未満	5.8以上8.6未満
		生物化学的酸素要求量（BOD）	10mg/1以下	9.5mg/1以下
		浮遊物質（SS）	15mg/1以下	14mg/1以下
		大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	2,850個/cm ³ 以下
	脱水污泥含水率		—	85.0%以下
せせらぎ 浄化センター	放流水質	水素イオン指数（pH）	5.8以上8.6未満	5.8以上8.6未満
		生物化学的酸素要求量（BOD）	15mg/1以下	14mg/1以下
		浮遊物質（SS）	10mg/1以下	9.5mg/1以下
		大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	2,850個/cm ³ 以下
	脱水污泥含水率		—	85.0%以下
希望ヶ丘 浄化センター	放流水質	水素イオン指数（pH）	5.8以上8.6未満	5.8以上8.6未満
		生物化学的酸素要求量（BOD）	10mg/1以下	9.5mg/1以下
		浮遊物質（SS）	10mg/1以下	9.5mg/1以下
		大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	2,850個/cm ³ 以下
	脱水污泥含水率		—	85.0%以下
島ヶ原 浄化センター	放流水質	水素イオン指数（pH）	5.8以上8.6未満	5.8以上8.6未満
		生物化学的酸素要求量（BOD）	10mg/1以下	9.5mg/1以下
		浮遊物質（SS）	20mg/1以下	19mg/1以下
		大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	2,850個/cm ³ 以下
	脱水污泥含水率		—	85.0%以下
壬生野東部 浄化センター	放流水質	水素イオン指数（pH）	5.8以上8.6未満	5.8以上8.6未満
		生物化学的酸素要求量（BOD）	20mg/1以下	19mg/1以下
		浮遊物質（SS）	30mg/1以下	29mg/1以下
		大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	2,850個/cm ³ 以下
	脱水污泥含水率		—	85.0%以下

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 16 要求水準値を満たしていない場合の対応

受託者の責に帰すべき事由により、放流水質が要求水準値を満たしていない場合には、下記の手続きを行う。

第 1 段階：未達の確認、報告

受託者は、放流水質が要求水準値を満たさない場合、速やかに委託者に報告する。

第 2 段階：改善計画の提出

- ① 契約基準値未達の場合には、受託者は、原則として主体的に原因究明を行い、性能基準値未達の場合には、委託者の指導、監督に従い、原因究明や改善措置を行う。
- ② 受託者は 7 日以内に改善計画書を作成、提出し、改善措置を実施する。改善計画書は別紙 6 に示す内容を記載し、委託者に随時状況報告をする。また、環境計量証明事業所による計測は改善措置の効果により要求水準値を満たすまで、改善状況を委託者に報告する。

第 3 段階：業務委託料の減額

① 性能基準値未達時の減額

性能基準値を達成できなかったときは、別紙 8 に定める算定方法により業務委託料を減額する。

② 契約基準値未達時の減額

契約基準値を達成できない状態が各年度内で 11 日以上継続する又は改善計画書が期限内に提出されないもしくは改善計画書のとおり業務を行わない場合、別紙 8 に定める算定方法により委託料を減額する。

ただし、流入水が原因であり、かつ、受託者が適正な運転維持管理を行っていたと認められる場合や不可抗力による要求水準値未達の場合は適用しない。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 17 流入基準未達の対応方法

（1）別紙 14 に定める流入基準を満たさない流入水が流入した場合であっても、①及び②に示す流入水は、対応可能な流入基準未達であるとし、受託者が適切な措置をとって対応する。

① 対応可能な悪質流入水

対応可能な悪質流入水は、下記のとおりとし、流入ゲートにおける流入水の臭気、色や pH の監視の結果、下記に示すものが流入水に混入していることが判明した場合は、受託者は下記の物質が反応タンクへ流入しないよう必要な措置をとるとともに、速やかに委託者に報告する。

- ・大量の油（臭気又は色で識別できる範囲のもの）
- ・大量の強酸性又は強アルカリ性の薬品（pH 計にて検出できる範囲のもの）
- ・大量のきょう雑物

② 対応可能である雨天時浸入水

雨天時には、下記の対応を取る。

- ・受託者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に予測するほか、沈砂池水位を監視する。
- ・受託者は、流入水の水量が別紙 14-1～14-7 に示す日最大流入水量を上回った場合であっても、対応できる場合は、適切な運転により処理するとともに、速やかに委託者に報告する。なお、上記の措置で対応できない大雨の場合は不可抗力とする。

（2）対応不可能な悪質流入水が流入したときや自然災害による想定を超える大量降雨の場合は、不可抗力とし、別紙 1 に示す下水処理場の運転維持管理について委託者の指示に従う。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 18 環境計測業務

- (1) 受託者が別紙 15 に規定された基準を満たしているかを確認するため、あるいは日常的な運転管理のために別表 18-1～18-5 に示す環境計測を行う。また、環境計測を行った日時、箇所、分析結果については、これを記録し、委託者に文書で報告するとともに、5年間保存する。
- (2) 別表 18-1～18-5（環境計測項目）の水質分析項目については、計量法に基づく登録を受けた環境計量証明事業所にて実施する。なお、日常的な試験はこの限りではないものとする。

資料 3-1 要求水準書 (別紙)

別表 18-1

対象施設：上野新都市浄化センター

【水質試験業務】

施設別の試験項目
(毎日実施)

項目	試料名 流入口 (流入マンホール)	エアレーションタンク		最終沈殿池 (流出口)	塩素混和池 (流出口)
		混合液	返送汚泥		
気温	○				
臭気	○	○	○	○	○
水温	○	○	○	○	○
外観	○	○	○	○	○
透視度	○			○	○
水素イオン指数 (pH)	○	○	○	○	○
活性汚泥沈殿率 (SV)		○	○		
残留塩素					○
浮遊物質 (SS)		○	○		
汚泥界面				○	
アンモニア性窒素 (NH ₄)				○	

資料3-1 要求水準書（別紙）

内訳-水質1

上野新都市浄化センター水質分析内訳

2024（令和6）年～2028（令和10）年度

項目	4月/10月		5月/11月		6月/12月		7月/1月		8月/2月		9月/3月		5月	年間 合計		
	前		後		前		後		前		後		前			
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	脱水ケーキ			
カドミウム及びその化合物				○									○	2	1	
シアン化合物				○									○	2	1	
有機燐化合物 ※1				○									○	2	1	
鉛及びその化合物				○									○	2	1	
六価クロム化合物				○									○	2	1	
砒素及びその化合物				○									○	2	1	
水銀及びアルキル水銀 ※2				○									○	2	1	
アルキル水銀化合物				○									○	2	1	
ポリ塩化ビフェニル				○									○	2	1	
トリクロロエチレン				○									○	2	1	
テトラクロロエチレン				○									○	2	1	
ジクロロメタン				○									○	2	1	
四塩化炭素				○									○	2	1	
1,2-ジクロロエタン				○									○	2	1	
1,1-ジクロロエチレン				○									○	2	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン				○									○	2	1	
1,1,1-トリクロロエタン				○									○	2	1	
1,1,2-トリクロロエタン				○									○	2	1	
1,3-ジクロロプロペン				○									○	2	1	
チウラム				○									○	2	1	
シマジン				○									○	2	1	
チオベンカルブ				○									○	2	1	
ベンゼン				○									○	2	1	
セレン及びその化合物				○									○	2	1	
ほう素及びその化合物				○										2		
ふっ素及びその化合物				○										2		
アンモニア性窒素				○	○				○	○			○	○	12	
亜硝酸性窒素				○	○				○	○			○	○	12	
硝酸性窒素				○	○				○	○			○	○	12	
有機性窒素 ※3				○	○				○	○			○	○	12	
1,4-ジオキサン				○									○		2	1
生物化学的酸素要求量（BOD）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
化学的酸素要求量（COD）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	
浮遊物質（SS）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
n-ヘキサン抽出物質（動植物油類）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
フェノール類含有量				○											2	
銅含有量				○											2	
亜鉛含有量				○											2	
溶解性鉄含有量				○											2	
溶解性マンガン含有量				○											2	
クロム含有量				○											2	
大腸菌群数		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
燐含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
リン酸イオン				○	○				○	○			○	○	12	
塩素イオン				○					○				○		6	
蒸発残留物				○	○				○	○			○	○	12	
強熱残留物				○	○				○	○			○	○	12	
強熱減量				○	○				○	○			○	○	12	
活性汚泥有機性微生物（MLVSS）				○					○				○		6	

※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（E P N）に限る。
 ※2 その他の水銀化合物を含む。
 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別表 18-2

対象施設：上野新都市産業污水处理施設

【水質試験業務】

施設別の試験項目
(毎日実施)

項目 \ 試料名	ポンプピット (流入口)	礫間接触酸化槽 (観測井出口)	塩素混和池 (流出口)
気温	○		
臭気	○	○	○
水温	○	○	○
外観	○	○	○
透視度	○	○	○
水素イオン指数 (pH)	○	○	○
残留塩素			○
堆積汚泥量		○	

資料3-1 要求水準書（別紙）

内訳-水質2

上野新都市産業汚水処理施設水質分析内訳

2024（令和6）年～2028（令和10）年度

項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		年間 合計			
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流		3月 前 脱水ケーキ	ケーキ	
カドミウム及びその化合物																									○	0	1	
シアン化合物																										○	0	1
有機燐化合物 ※1																										○	0	1
鉛及びその化合物																										○	0	1
六価クロム化合物																										○	0	1
砒素及びその化合物																										○	0	1
水銀及びアルキル水銀 ※2																										○	0	1
アルキル水銀化合物																										○	0	1
ポリ塩化ビフェニル																										○	0	1
トリクロロエチレン																										○	0	1
テトラクロロエチレン																										○	0	1
ジクロロメタン																										○	0	1
四塩化炭素																										○	0	1
1,2-ジクロロエタン																										○	0	1
1,1-ジクロロエチレン																										○	0	1
シス-1,2-ジクロロエチレン																										○	0	1
1,1,1-トリクロロエタン																										○	0	1
1,1,2-トリクロロエタン																										○	0	1
1,3-ジクロロプロペン																										○	0	1
チウラム																										○	0	1
シマジン																										○	0	1
チオベンカルブ																										○	0	1
ベンゼン																										○	0	1
セレン及びその化合物																										○	0	1
1,4-ジオキサン																										○	0	1
生物化学的酸素要求量（BOD）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24	
化学的酸素要求量（COD）	○	○			○	○			○	○			○	○			○	○			○	○					12	
浮遊物質（SS）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24	
大腸菌群数	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○			18	
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24	
磷含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		24	

※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（E P N）に限る。
 ※2 その他の水銀化合物を含む。

資料3-1 要求水準書（別紙）

別表 18-3

対象施設：柘植浄化センター・島ヶ原浄化センター

【水質試験業務】

施設別の試験項目

（柘植浄化センターは毎日実施、島ヶ原浄化センターは2回/週実施）

試料名 項目	流入水	OD槽 混合液	返送汚泥	最終沈殿槽	放流水
色相	○	○	○	○	○
臭気	○	○	○	○	○
水温	○	○	○	○	○
透視度	○			○	○
水素イオン指数 (pH)	○	○	○	○	○
残留塩素					○
浮遊物質 (SS)		○	○		
活性汚泥沈殿率 (SV)		○	○		
汚泥容量指標 (SVI)		○	○		
汚泥界面				○	
アンモニア性窒素 (NH ₄)				○	

資料3-1 要求水準書（別紙）

内訳-水質3

柘植浄化センター水質検査内訳

2024（令和6）年～2028（令和10）年度

項目	4月/10月		5月/11月		6月/12月		7月/1月		8月/2月		9月/3月		5月	年間 合計		
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前			
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入		放流	
カドミウム及びその化合物				○										○	2	1
シアン化合物				○										○	2	1
有機燐化合物 ※1				○										○	2	1
鉛及びその化合物				○										○	2	1
六価クロム化合物				○										○	2	1
砒素及びその化合物				○										○	2	1
水銀及びアルキル水銀 ※2				○										○	2	1
アルキル水銀化合物				○										○	2	1
ポリ塩化ビフェニル				○										○	2	1
トリクロロエチレン				○										○	2	1
テトラクロロエチレン				○										○	2	1
ジクロロメタン				○										○	2	1
四塩化炭素				○										○	2	1
1,2-ジクロロエタン				○										○	2	1
1,1-ジクロロエチレン				○										○	2	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				○										○	2	1
1,1,1-トリクロロエタン				○										○	2	1
1,1,2-トリクロロエタン				○										○	2	1
1,3-ジクロロプロペン				○										○	2	1
チウラム				○										○	2	1
シマジン				○										○	2	1
チオベンカルブ				○										○	2	1
ベンゼン				○										○	2	1
セレン及びその化合物				○										○	2	1
ほう素及びその化合物				○											2	
ふっ素及びその化合物				○											2	
アンモニア性窒素				○	○				○	○				○	○	12
亜硝酸性窒素				○	○				○	○				○	○	12
硝酸性窒素				○	○				○	○				○	○	12
有機性窒素 ※3				○	○				○	○				○	○	12
1,4-ジオキサン				○										○	2	1
生物化学的酸素要求量（BOD）	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		36
化学的酸素要求量（COD）	○	○		○	○			○	○			○	○			24
浮遊物質（SS）	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		36
n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		36
n-ヘキサン抽出物質（動植物油類）	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		36
フェノール類含有量				○												2
銅含有量				○												2
亜鉛含有量				○												2
溶解性鉄含有量				○												2
溶解性マンガン含有量				○												2
クロム含有量				○												2
大腸菌群数		○		○	○	○		○		○		○		○		26
窒素含有量	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		36
燐含有量	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		36
リン酸イオン				○	○			○	○				○	○		12
塩素イオン				○				○					○			6
蒸発残留物				○	○			○	○				○	○		12
強熱残留物				○	○			○	○				○	○		12
強熱減量				○	○			○	○				○	○		12
活性汚泥有機性微生物（MLVSS）				○				○					○			6

※1 バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（E P N）に限る。
 ※2 その他の水銀化合物を含む。
 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

資料3-1 要求水準書（別紙）

内訳-水質4

島ヶ原浄化センター水質分析内訳

2024（令和6）年～2028（令和10）年度

項目	4月/10月		5月/11月		6月/12月		7月/1月		8月/2月		9月/3月		5月	年間 合計		
	前		後		前		後		前		後		前			
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	取水ヶキ			
カドミウム及びその化合物				○									○	2	1	
シアン化合物				○									○	2	1	
有機燐化合物 ※1				○									○	2	1	
鉛及びその化合物				○									○	2	1	
六価クロム化合物				○									○	2	1	
砒素及びその化合物				○									○	2	1	
水銀及びアルキル水銀 ※2				○									○	2	1	
アルキル水銀化合物				○									○	2	1	
ポリ塩化ビフェニル				○									○	2	1	
トリクロロエチレン				○									○	2	1	
テトラクロロエチレン				○									○	2	1	
ジクロロメタン				○									○	2	1	
四塩化炭素				○									○	2	1	
1,2-ジクロロエタン				○									○	2	1	
1,1-ジクロロエチレン				○									○	2	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン				○									○	2	1	
1,1,1-トリクロロエタン				○									○	2	1	
1,1,2-トリクロロエタン				○									○	2	1	
1,3-ジクロロプロペン				○									○	2	1	
チウラム				○									○	2	1	
シマジン				○									○	2	1	
チオベンカルブ				○									○	2	1	
ベンゼン				○									○	2	1	
セレン及びその化合物				○									○	2	1	
ほう素及びその化合物				○										2		
ふっ素及びその化合物				○										2		
アンモニア性窒素				○	○				○	○			○	○	12	
亜硝酸性窒素				○	○				○	○			○	○	12	
硝酸性窒素				○	○				○	○			○	○	12	
有機性窒素 ※3				○	○				○	○			○	○	12	
生物学的酸素要求量（BOD）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
1,4-ジオキサン				○										○	2	1
化学的酸素要求量（COD）	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	24	
浮遊物質（SS）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
n-ヘキサン抽出物質（動植物油類）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
フェノール類含有量				○											2	
銅含有量				○											2	
亜鉛含有量				○											2	
溶解性鉄含有量				○											2	
溶解性マンガン含有量				○											2	
クロム含有量				○											2	
大腸菌群数		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26	
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
燐含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36	
リン酸イオン				○	○				○	○			○	○	12	
塩素イオン				○					○				○		6	
蒸発残留物				○	○				○	○			○	○	12	
強熱残留物				○	○				○	○			○	○	12	
強熱減量				○	○				○	○			○	○	12	
活性汚泥有機性微生物（MLVSS）				○					○				○		6	

※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（EPN）に限る。
 ※2 その他の水銀化合物を含む。
 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

資料 3-1 要求水準書 (別紙)

別表 18-4

対象施設：せせらぎ浄化センター・希望ヶ丘浄化センター

【水質試験業務】

施設別の試験項目

(せせらぎ浄化センター、希望ヶ丘浄化センター共に1回/週実施)

項目 \ 試料名	流入水	沈殿接触 ろ過槽	放流水
色相	○	○	○
臭気	○	○	○
水温	○	○	○
透視度	○	○	○
水素イオン指数 (pH)	○	○	○
残留塩素			○
アンモニア性窒素 (NH ₄)		○	

資料3-1 要求水準書（別紙）

内訳-水質5

せせらぎ浄化センター水質検査内訳

2024（令和6）年～2028（令和10）年度

項目	4月/10月		5月/11月		6月/12月		7月/1月		8月/2月		9月/3月		5月	年間 合計		
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前			
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入		放流	取水ヶ-キ
カドミウム及びその化合物				○										○	2	1
シアン化合物				○										○	2	1
有機燐化合物 ※1				○										○	2	1
鉛及びその化合物				○										○	2	1
六価クロム化合物				○										○	2	1
砒素及びその化合物				○										○	2	1
水銀及びアルキル水銀 ※2				○										○	2	1
アルキル水銀化合物				○										○	2	1
ポリ塩化ビフェニル				○										○	2	1
トリクロロエチレン				○										○	2	1
テトラクロロエチレン				○										○	2	1
ジクロロメタン				○										○	2	1
四塩化炭素				○										○	2	1
1,2-ジクロロエタン				○										○	2	1
1,1-ジクロロエチレン				○										○	2	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				○										○	2	1
1,1,1-トリクロロエタン				○										○	2	1
1,1,2-トリクロロエタン				○										○	2	1
1,3-ジクロロプロペン				○										○	2	1
チウラム				○										○	2	1
シマジン				○										○	2	1
チオベンカルブ				○										○	2	1
ベンゼン				○										○	2	1
セレン及びその化合物				○										○	2	1
ほう素及びその化合物				○											2	
ふっ素及びその化合物				○											2	
アンモニア性窒素				○	○				○	○				○	○	12
亜硝酸性窒素				○	○				○	○				○	○	12
硝酸性窒素				○	○				○	○				○	○	12
有機性窒素 ※3				○	○				○	○				○	○	12
1,4-ジオキサン				○										○	2	1
生物学的酸素要求量（BOD）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
化学的酸素要求量（COD）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
浮遊物質（SS）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
n-ヘキサン抽出物質（動植物油類）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
フェノール類含有量				○												2
銅含有量				○												2
亜鉛含有量				○												2
溶解性鉄含有量				○												2
溶解性マンガン含有量				○												2
クロム含有量				○												2
大腸菌群数		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
燐含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
リン酸イオン				○					○	○				○	○	12
塩素イオン				○					○	○				○	○	6
蒸発残留物				○	○				○	○				○	○	12
強熱残留物				○	○				○	○				○	○	12
強熱減量				○	○				○	○				○	○	12

※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（E P N）に限る。
 ※2 その他の水銀化合物を含む。
 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

資料3-1 要求水準書（別紙）

内訳-水質6

希望ヶ丘浄化センター水質検査内訳

2024（令和6）年～2028（令和10）年度

項目	4月/10月		5月/11月		6月/12月		7月/1月		8月/2月		9月/3月		5月	年間 合計		
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前			
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入		放流	取水ヶキ
カドミウム及びその化合物				○										○	2	1
シアン化合物				○										○	2	1
有機燐化合物 ※1				○										○	2	1
鉛及びその化合物				○										○	2	1
六価クロム化合物				○										○	2	1
砒素及びその化合物				○										○	2	1
水銀及びアルキル水銀 ※2				○										○	2	1
アルキル水銀化合物				○										○	2	1
ポリ塩化ビフェニル				○										○	2	1
トリクロロエチレン				○										○	2	1
テトラクロロエチレン				○										○	2	1
ジクロロメタン				○										○	2	1
四塩化炭素				○										○	2	1
1,2-ジクロロエタン				○										○	2	1
1,1-ジクロロエチレン				○										○	2	1
シス-1,2-ジクロロエチレン				○										○	2	1
1,1,1-トリクロロエタン				○										○	2	1
1,1,2-トリクロロエタン				○										○	2	1
1,3-ジクロロプロペン				○										○	2	1
チウラム				○										○	2	1
シマジン				○										○	2	1
チオベンカルブ				○										○	2	1
ベンゼン				○										○	2	1
セレン及びその化合物				○										○	2	1
ほう素及びその化合物				○											2	
ふっ素及びその化合物				○											2	
アンモニア性窒素				○	○				○	○				○	○	12
亜硝酸性窒素				○	○				○	○				○	○	12
硝酸性窒素				○	○				○	○				○	○	12
有機性窒素 ※3				○	○				○	○				○	○	12
1,4-ジオキサン				○										○	2	1
生物化学的酸素要求量（BOD）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
化学的酸素要求量（COD）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24
浮遊物質（SS）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
n-ヘキサン抽出物質（動植物油類）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
フェノール類含有量				○												2
銅含有量				○												2
亜鉛含有量				○												2
溶解性鉄含有量				○												2
溶解性マンガン含有量				○												2
クロム含有量				○												2
大腸菌群数		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
燐含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	36
リン酸イオン				○					○	○				○	○	12
塩素イオン				○					○	○				○	○	6
蒸発残留物				○	○				○	○				○	○	12
強熱残留物				○	○				○	○				○	○	12
強熱減量				○	○				○	○				○	○	12

※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（E P N）に限る。
 ※2 その他の水銀化合物を含む。
 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

資料 3-1 要求水準書 (別紙)

別表 18-5

対象施設：壬生野東部浄化センター

【水質試験業務】

施設別の試験項目
(1回/週実施)

試料名 項目	流入水	OD槽 混合液	返送汚泥	最終沈殿槽	放流水
色相	○	○	○	○	○
臭気	○	○	○	○	○
水温	○	○	○	○	○
透視度	○			○	○
水素イオン指数 (pH)	○	○	○	○	○
残留塩素					○
浮遊物質 (SS)		○	○		
活性汚泥沈殿率 (SV)		○	○		
汚泥容量指標 (SVI)		○	○		
汚泥界面				○	
アンモニア性窒素 (NH ₄)				○	

資料3-1 要求水準書（別紙）

内訳-水質7

壬生野東部浄化センター水質検査内訳

2024（令和6）年～2028（令和10）年度

項目	4月/10月		5月/11月		6月/12月		7月/1月		8月/2月		9月/3月		5月		年間合計	
	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	流入	放流	観水ケーキ	ケーキ		
カドミウム及びその化合物														○	0	1
シアン化合物														○	0	1
有機燐化合物 ※1														○	0	1
鉛及びその化合物														○	0	1
六価クロム化合物														○	0	1
砒素及びその化合物														○	0	1
水銀及びアルキル水銀 ※2														○	0	1
アルキル水銀化合物														○	0	1
ポリ塩化ビフェニル														○	0	1
トリクロロエチレン														○	0	1
テトラクロロエチレン														○	0	1
ジクロロメタン														○	0	1
四塩化炭素														○	0	1
1, 2-ジクロロエタン														○	0	1
1, 1-ジクロロエチレン														○	0	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン														○	0	1
1, 1, 1-トリクロロエタン														○	0	1
1, 1, 2-トリクロロエタン														○	0	1
1, 3-ジクロロプロペン														○	0	1
チウラム														○	0	1
シマジン														○	0	1
チオベンカルブ														○	0	1
ベンゼン														○	0	1
セレン及びその化合物														○	0	1
1, 4-ジオキサン														○	0	1
アンモニア性窒素			○	○			○	○			○	○				12
亜硝酸性窒素			○	○			○	○			○	○				12
硝酸性窒素			○	○			○	○			○	○				12
有機性窒素 ※3			○	○			○	○			○	○				12
生物化学的酸素要求量（BOD）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				24
浮遊物質（SS）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				24
大腸菌群数		○	○	○		○		○		○		○				14
窒素含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				24
磷含有量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				24
活性汚泥有機性微生物（MLVSS）			○				○				○					6

※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（E P N）に限る。
 ※2 その他の水銀化合物を含む。
 ※3 上欄3項目と窒素含有量により算出。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

内訳-水質 8

壬生野東部浄化センター水質検査内訳（脱水ケーキ肥料分析）

2024（令和 6）年～2028（令和 10）年度

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
水素イオン指数（pH）		○											1
全窒素		○											1
リン酸		○											1
カリウム		○											1
ヒ素		○											1
カドミウム		○											1
水銀		○											1
ニッケル		○											1
クロム		○											1
鉛		○											1

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 19 保守点検整備業務

受託者は別紙 1 に示す下水道施設が正常な運転を確保するために、下記の保守点検整備業務を行う。

① 日常点検

電気設備、機械設備の異常の有無や兆候を把握するため、目視、触感及び異音の確認による日常点検を行う。

② 定期点検

機器及び設備の機能を維持するために、必要に応じて機器を停止し、測定、調整、オイル交換、給脂、分解清掃による定期点検を行う。

ただし、点検結果の項目、記録方法は、業務開始前までに受託者からの提案により委託者との協議のうえ決定する。

③ 臨時点検

故障警報あるいは住民からの通報時は、臨時的な点検を行い、状況を確認する。臨時点検により、別紙 1 に示す下水道施設に故障や異常を発見した場合は、運転管理への影響度合に応じ、適切な初期対応をとる。

④ 異常時の初期対応（管路施設及び汚水マス含む）

受託者は、下水道施設（管路施設及び汚水マス含む）に異常が発生した場合は、1 時間以内に現場確認を行う。

なお、受託者による対応が困難な場合は、委託者へ報告を行う。

⑤ 簡易な故障修理

破損又は故障の不具合箇所について、次に掲げる簡易な故障修理を行うことで、当面、機能が維持できる場合は、受託者が実施する。

- ・ 汚れ、詰まり、付着がある部品の清掃
- ・ 取付不良、作動不良、ずれがある場合の調整
- ・ ボルト、ねじの緩みがある場合の増し締め
- ・ 潤滑油、グリス、充填油の補充
- ・ 接触部分、回転部分への注油
- ・ 軽微な損傷がある部分の補修
- ・ その他上記の各項に類する軽微な作業

ただし、特殊技能や特殊工具を必要とする場合や、現場での対応が困難なものについては、修繕業務で対応する。

⑥ 下水処理場周辺の清掃

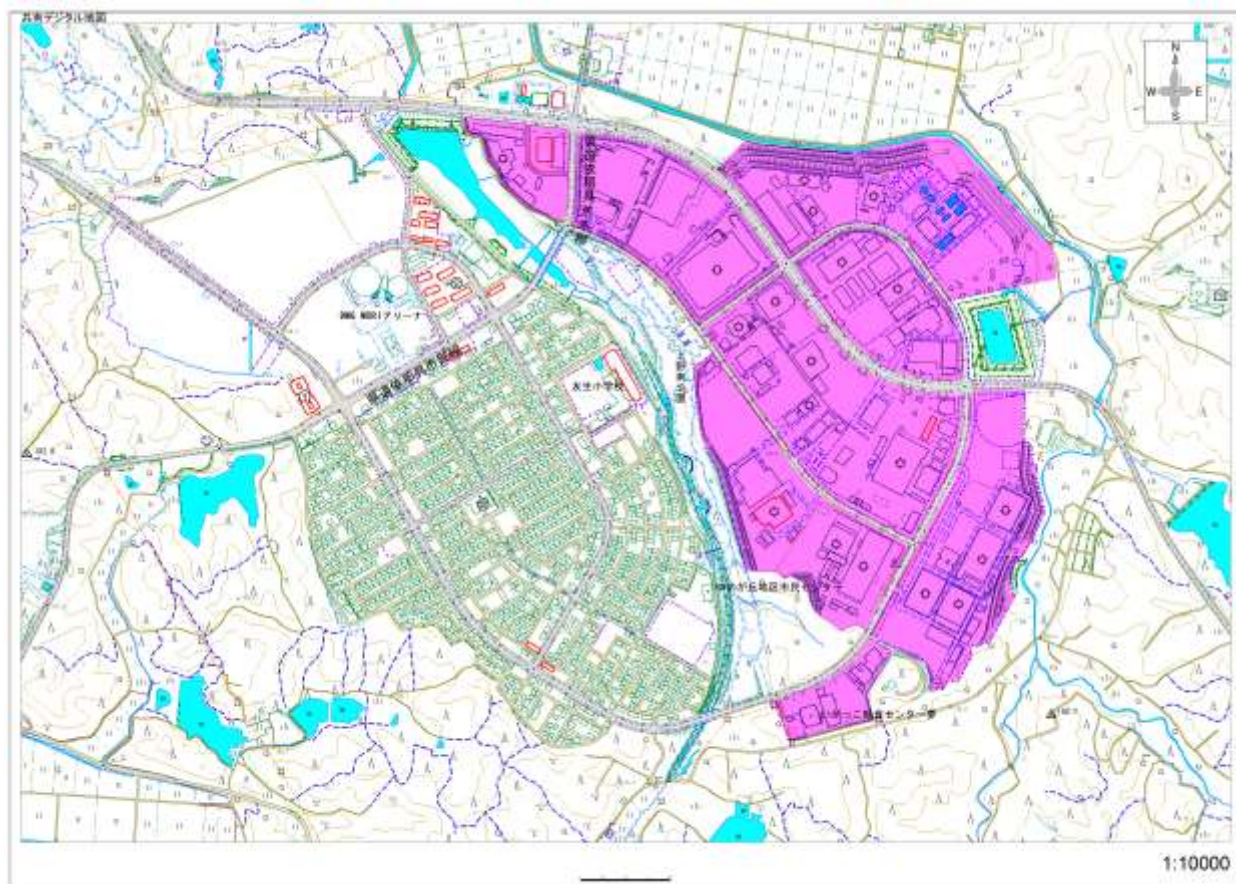
建築物や外構、植栽の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行う。

資料 3-1 要求水準書 (別紙)

⑦ 産業汚水内の各事務所公共汚水マスの現地確認

受託者は産業汚水内 (図 19-1 の範囲内) に設置されている公共汚水マスの現地確認を行う。

図 19-1 公共汚水マス確認範囲図



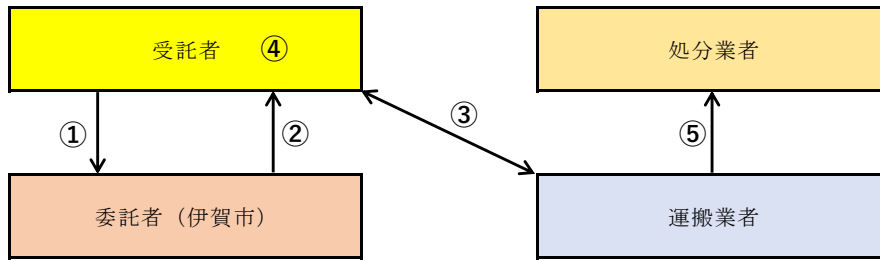
⑧ 個人宅汚水マスの洗浄 (1か所)

個人宅が接続している汚水マスについて、受託者は定期的に (2回/月程度) 現場に赴き、洗浄作業を行う。詳細箇所、内容は契約時に委託者が受託者に通知する。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

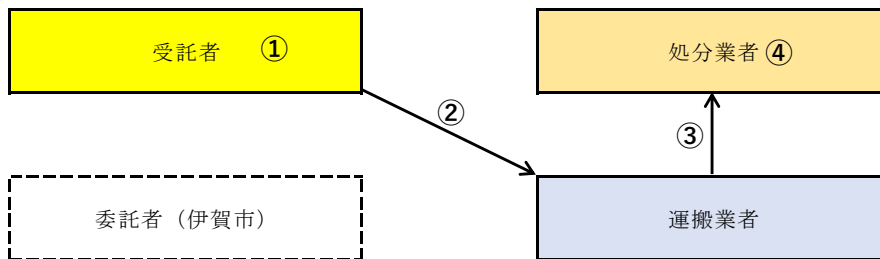
別紙 20 電子マニフェスト登録方法

前月20日まで



- 順序
- ① 1か月分の搬出予定表を作成し、委託者に報告する。
 - ② 搬出予定表の内容を確認し、受託者に指示する。
 - ③ 搬出予定表により、連絡調整をする。
 - ④ 電子マニフェストの予定登録をする。
 - ⑤ 搬出予定表を提出する。

運搬当日



- 順序
- ① 電子マニフェストの本登録をする。
 - ② J W N E T（電子マニフェストシステム）から受渡確認票を印刷し、運搬作業員に渡す。
 - ③ 運搬する（後日、運搬分の電子マニフェスト登録）。
 - ④ 処分する（後日、処分分の電子マニフェスト登録）。

- 注）・電子マニフェストは、J W N E T（電子マニフェストシステム）により管理する。
・遡及登録は出来ない為、遺漏なきよう事務を行う。
・登録回数は年間約200回、登録料は22円/回を想定とする。

別紙 21 消防用設備等点検業務の要求水準

(1) 対象施設及び設備

施設名	設備名	名称	数量
上野新都市浄化センター	消火器具設備	粉末消火器	10 本
	自動火災通報設備	受信機(F A P-121)	1 面
		差動式スポット型感知器	61 個
定温式スポット型感知器		8 個	
煙感知器		4 個	
発信機		7 個	
音響装置		8 個	
表示灯	7 個		
	誘導灯設備	誘導灯（片面型）	12 個
柘植浄化センター	消火器具設備	粉末消火器	12 本
	自動火災通報設備	受信機(I P F 2-n L)	1 面
		差動式スポット型感知器	30 個
		定温式スポット型感知器	6 個
		煙感知器	3 個
		発信機	2 個
音響装置		2 個	
表示灯	2 個		
せせらぎ浄化センター	消火器具設備	粉末消火器	17 本
	誘導灯設備	誘導灯（片面型）	10 灯
		誘導灯（両面型）	7 灯
希望ヶ丘浄化センター	消火器具設備	粉末消火器	11 本
	誘導灯設備	誘導灯（片面型C）	6 灯
島ヶ原浄化センター	消火器具設備	粉末消火器	2 本

(2) 業務の内容

① 消防法に基づく消防用設備等の点検業務

- ・ 運営期間中、2 回/年度を実施する。
- ・ 消火器の充填及び詰替は別途委託者と協議する。

② 対象施設の消防用設備等設置場所の管理図の作成

凡例の記載及び統一を行い、誰が見てもわかりやすい図面とする。なお、過年度に実施した同業務の書類は受託者へ貸与する。

③ 消防用設備等の数量表の作成

各対象施設に消防用設備等の種類と数量をまとめたものを作成する。

(3) 点検予定時期

総合点検及び機器点検：各年度の 9 月～10 月と 2 月～3 月まで

(4) 業務計画書への記載

業務実施にあたり、受託者は業務計画書に消防用設備等の点検計画を記載し、委託者と打合せを行う。受託者は、決定した業務計画書に従い、誠実に業務を実施する。

(5) 点検の結果報告

受託者は、点検の結果、異常を発見した場合は、速やかにその状態を委託者に報告するとともに対応を協議する。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

受託者は、点検結果を記録して取りまとめ、委託者に提出する。提出書類は別紙 7 に示すとおりとする。

(6) 有資格者の配置

業務実施にあたり、受託者は消防用設備等点検業務に必要な有資格者を、適正に配置するものとする。

(7) その他

- ・点検を行う場合は、危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状態を十分把握する。
- ・点検終了後は、電源・スイッチの位置・収納状態を再度確認し、必ず元の状態に復元しておく。
- ・(1) に示す設備と実際の設備に差異がある場合には、委託者と協議を行う。

資料 3-1 要求水準書（別紙）

別紙 22 施設の除草業務

受託者は、別紙 1 に示す下水処理場の安全性、美観、衛生状態を適切に保つため、除草、支障枝撤去、処分する。除草業務は 4 項の図面に定める。

表 22-1 対象施設及び作業範囲

施設名	作業範囲（㎡）
上野新都市浄化センター	4,333
上野新都市産業汚水処理施設	上記施設範囲に含む
柘植浄化センター	10,033
せせらぎ浄化センター	10,661
希望ヶ丘浄化センター	8,254
島ヶ原浄化センター	2,250
壬生野東部浄化センター	2,754

1 除草業務サイクル

- (1) 6月から10月は5週間で1サイクルが完了すると見込む。(計4サイクル実施)
- (2) (1)に加え、各年度末である3月は必ず実施する。
- (3) その他、草の生育状況により美観を損なわないよう、適宜作業する。

2 除草業務内容

- (1) 除草業務はハンドガイド式草刈機並びに草刈刃装着の肩掛け式草刈機を標準とする。なお、構造物付近はナイロンロープ式に取替え作業して差し支えない。一部手作業も見込む。
- (2) 業者選定にあたっては市内業者を優先する。

3 除草及び剪定による廃棄物の運搬及び処分

除草及び剪定後に発生した廃棄物の運搬及び処分を行う。

4 作業範囲

(1) 上野新都市浄化センター

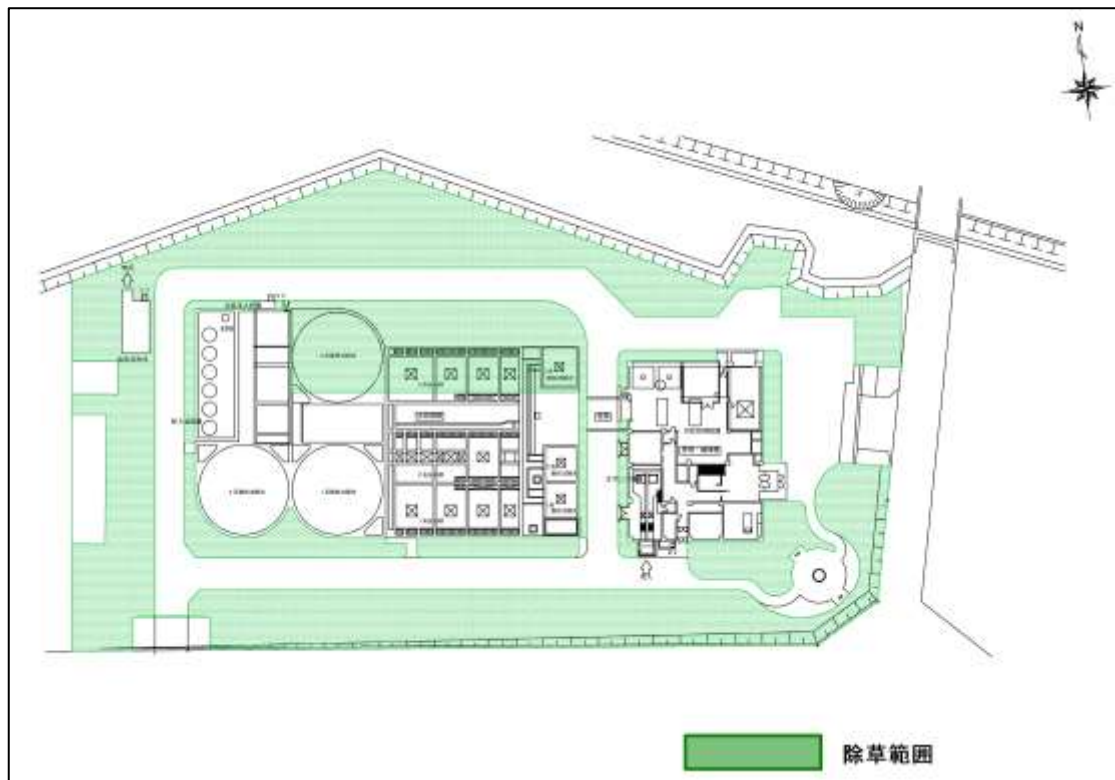


図 22-1 作業範囲 (上野新都市浄化センター)

(2) 上野新都市産業汚水処理施設

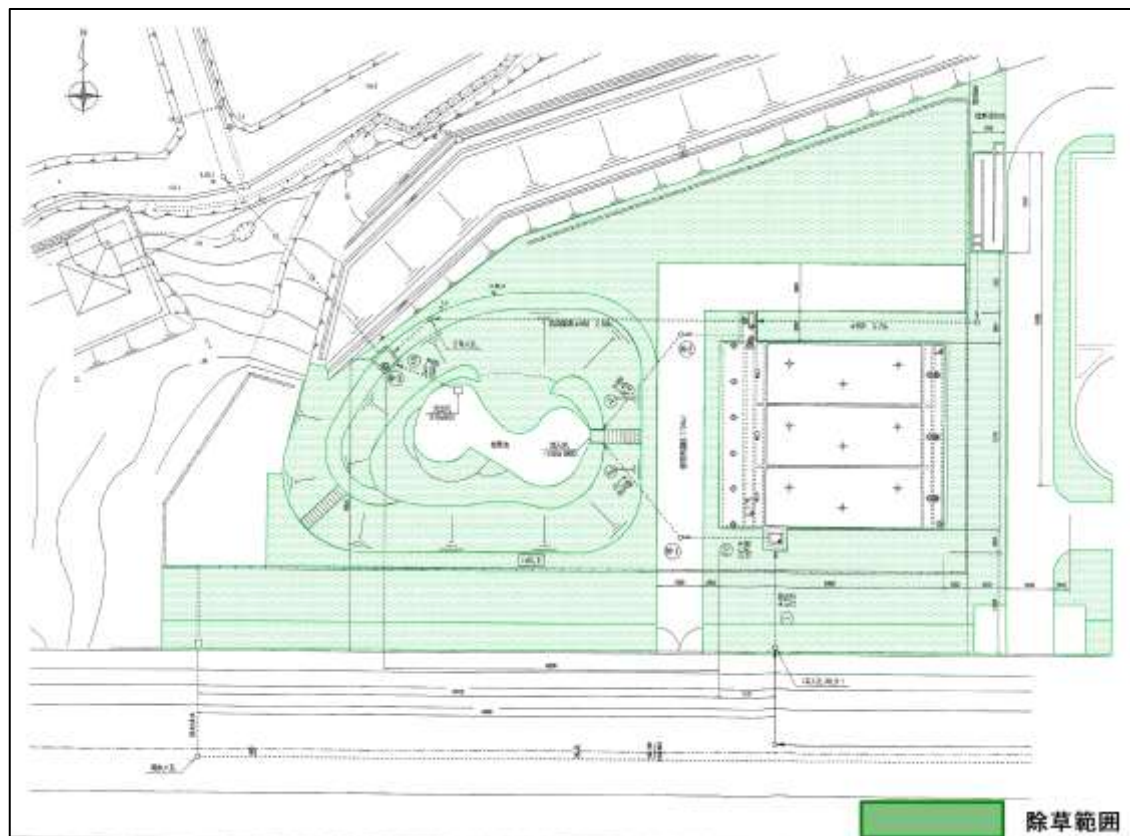


図 22-2 作業範囲 (上野新都市産業汚水処理施設)

資料 3-1 要求水準書（別紙）

なお、上野新都市浄化センター及び上野新都市産業汚水処理施設に分布している下表の樹木については、剪定対象外とする。

表 22-2 剪定対象外の樹木

分布箇所	樹木名称及び本数		
A	シカラシ：5本	ヤマモモ：4本	
B	シカラシ：2本	ヤマモモ：3本	
C	シカラシ：6本	ヤマモモ：6本	
D	シカラシ：2本		
E	シカラシ：9本	ヤマモモ：1本	アラカシ：2本

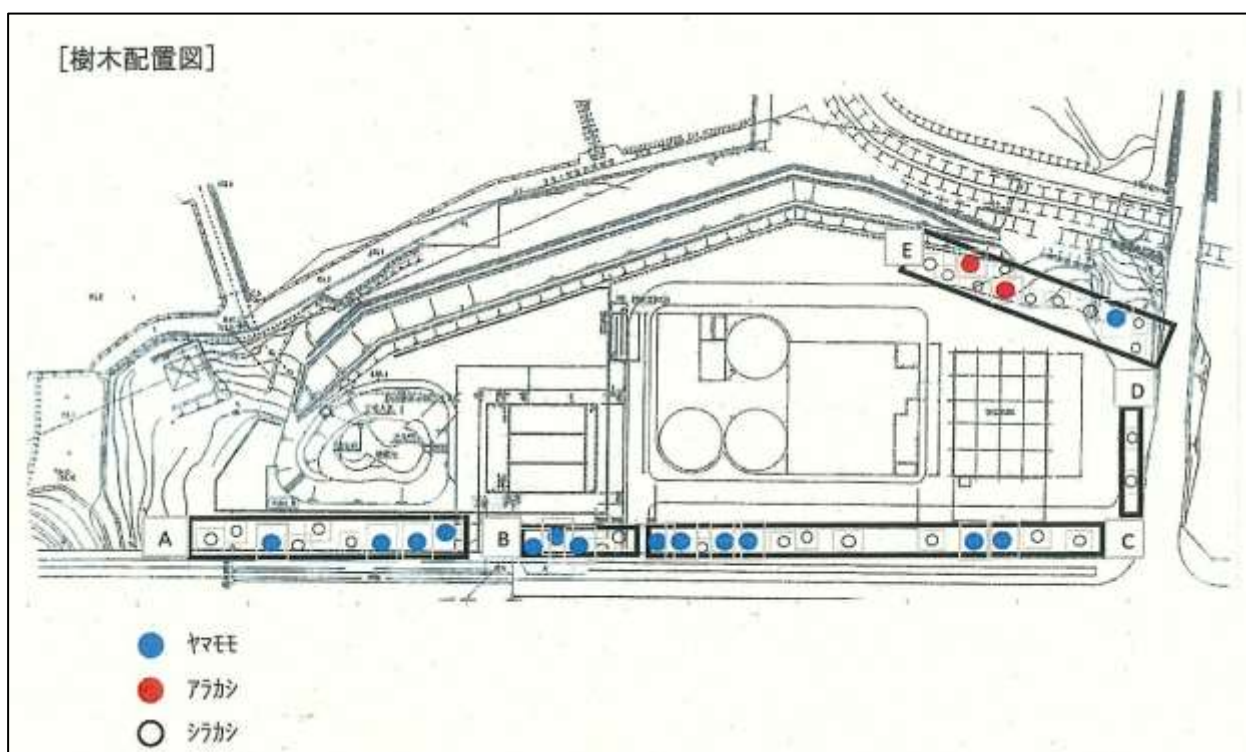


図 22-3 剪定対象外の樹木位置図（上野新都市浄化センター、上野新都市産業汚水処理施設）

資料 3-1 要求水準書 (別紙)

(3) 柘植浄化センター



図 22-4 作業範囲 (柘植浄化センター)

なお、柘植浄化センターに分布している下表の樹木については、剪定対象外とする。

表 22-3 剪定対象外の樹木

分布箇所	樹木名称及び本数			
A	シカラシ：3本			
B	シカラシ：4本			
C	シカラシ：6本	スダジイ：7本	マテバシイ：7本	
D	ヤマモモ：1本	アラカシ：2本	スダジイ：1本	マテバシイ：2本

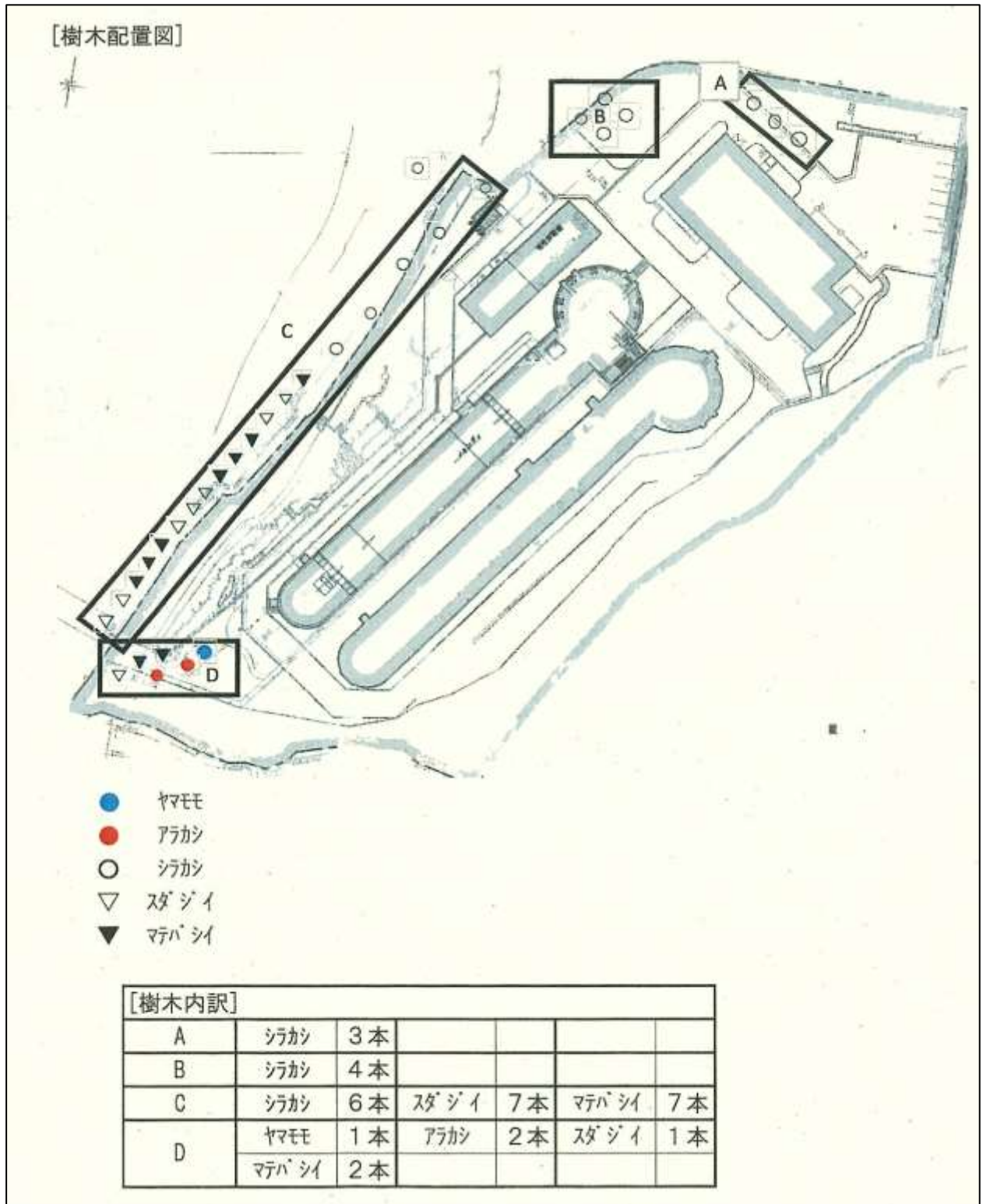


図 22-5 剪定対象外の樹木位置図 (柘植浄化センター)

(4) せせらぎ浄化センター

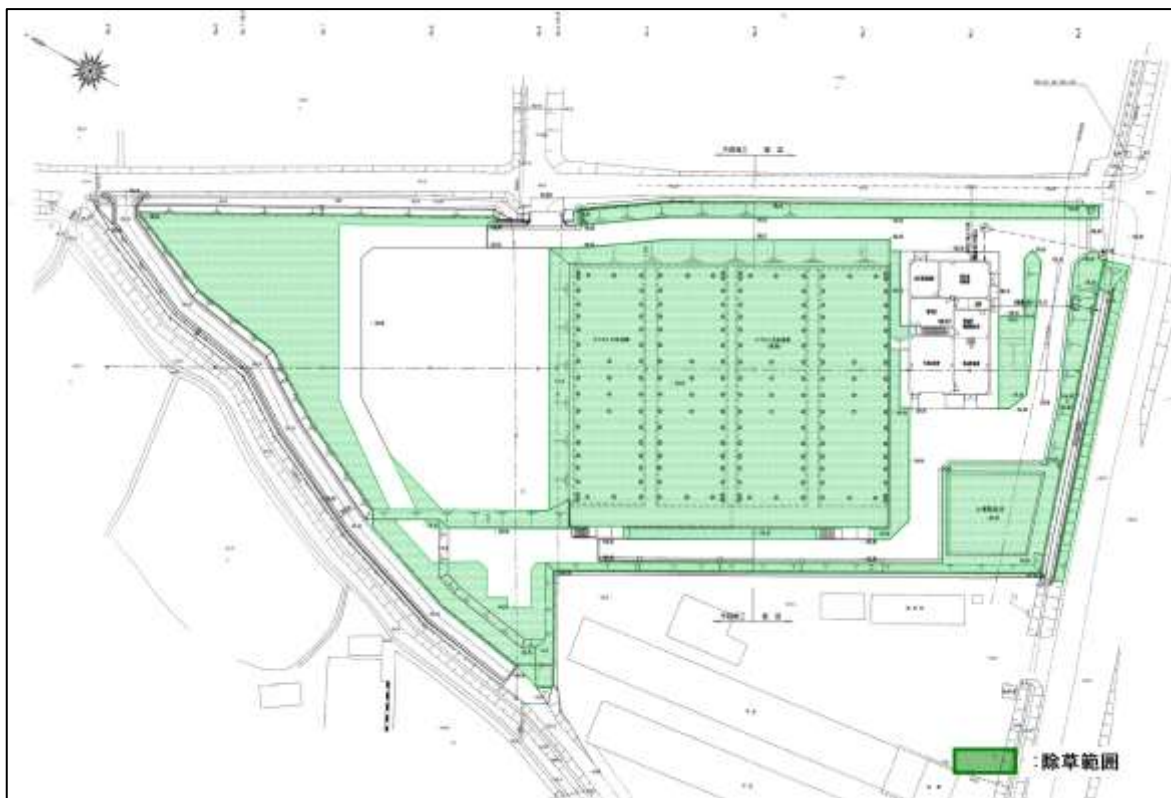


図 22-6 作業範囲 (せせらぎ浄化センター)

(5) 希望ヶ丘浄化センター



図 22-7 作業範囲 (希望ヶ丘浄化センター)

資料 3-1 要求水準書 (別紙)

(6) 島ヶ原浄化センター

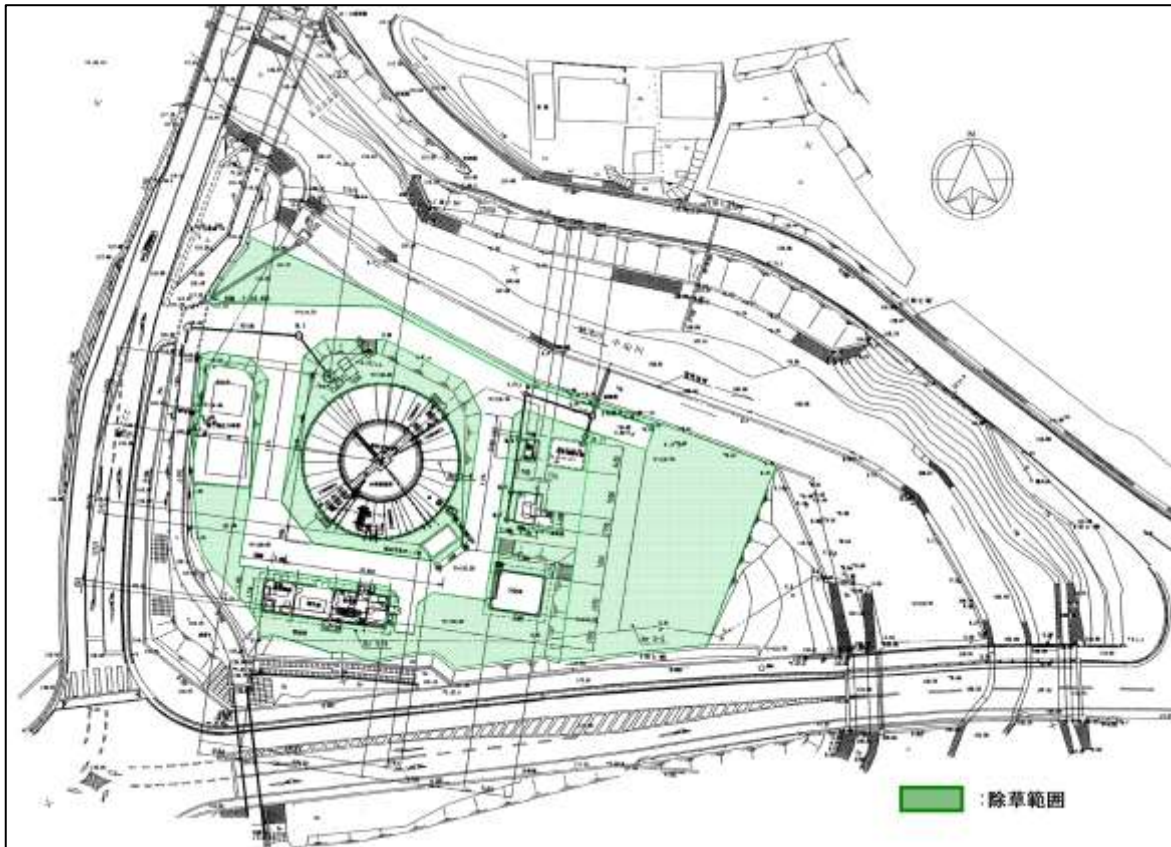


図 22-8 作業範囲 (島ヶ原浄化センター)

(7) 壬生野東部浄化センター

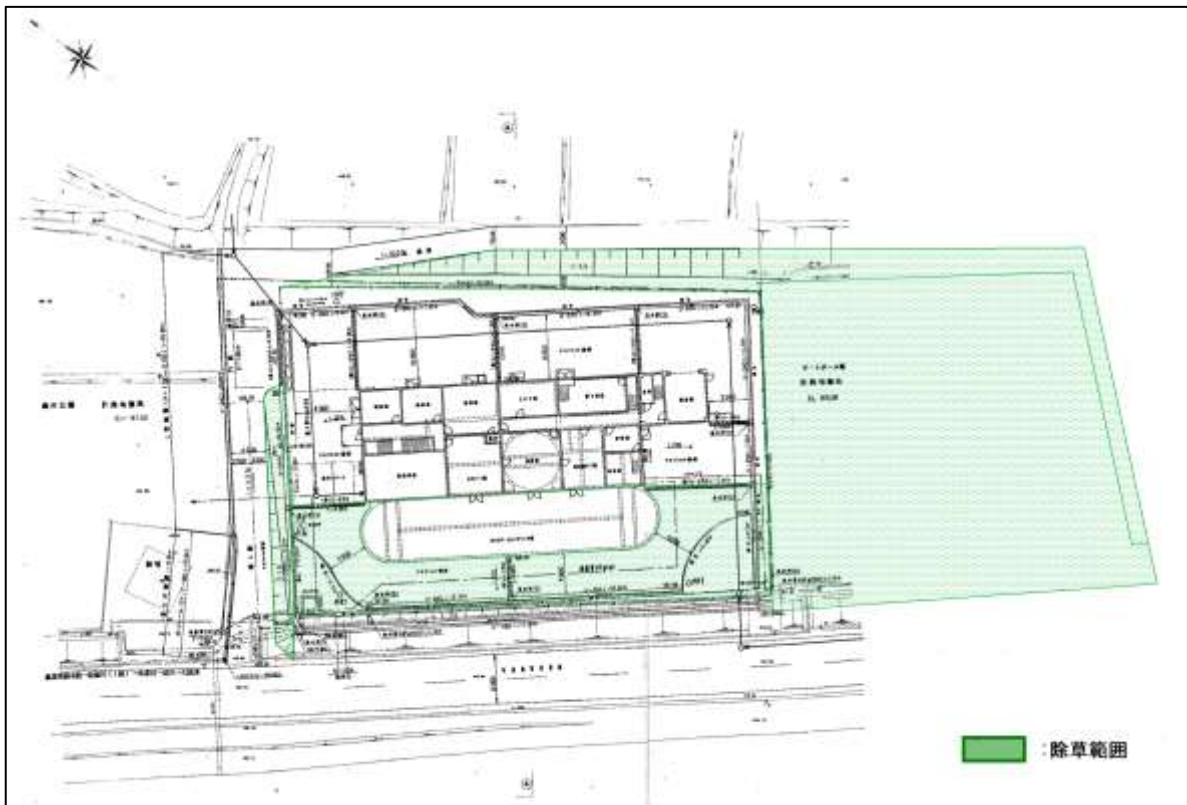


図 22-9 作業範囲 (壬生野東部浄化センター)

資料 3-1 要求水準書（別紙）

5 除草業務に係る提出

- (1) 作業予定日表を業務開始の前月の7日前までに提出する。
- (2) 実施状況については、月間業務報告書に記載のうえ、報告する。
- (3) 月間業務報告書には作業状況が判別できる全景写真（当該月作業開始時、当該月作業完了後）及び刈草搬出の計量伝票を添付する。なお、写真は同一方向で撮影する。

6 損害賠償及び補償

受託者は、除草業務中に別紙1に示す下水処理場へ損害を与えたときは、委託者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原形に復旧する。

7 安全管理

- (1) 受託者は、公衆災害、労働災害及び物件損害の未然防止に努め、関係法令を遵守し、その防止に必要な措置を十分に講じる。
- (2) 作業中は、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全並びに交通の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずる。また、作業中は飛散防止措置に努める。
- (3) 作業現場には、案内看板や標識を設け、通行人及び通行車両の安全確保に努める。

資料 3-1 要求水準書 (別紙)

別紙 23 クレーン点検業務の要求水準

労働安全衛生法及び同法に基づくクレーン等安全規則に準じ天井クレーン設備の点検を実施する。
対象設備は下記のとおりとする。

■対象設備 (上野新都市浄化センター)

名称	電動式 チェーンブロック
仕様	荷重：2.9t 揚程：10m

■対象設備 (柘植浄化センター)

名称	ギヤードトロリ付 電動チェーンブロック
仕様	荷重：1t 揚程：8m